

## 独立行政法人評価分科会（平成19年5月21日開催）議事録

1 日時 平成19年5月21日（月）13時30分から17時20分

2 場所 総務省第一特別会議室

3 出席者

（独立行政法人評価分科会所属委員）

富田俊基分科会長、檜谷隆夫分科会長代理、森泉陽子委員、縣公一郎、浅羽隆史、阿曾沼元博、岡本義朗、梶川融、河野正男、河村小百合、黒川行治、黒田壽二、田淵雪子、布野俊一の各臨時委員

（総務省）

熊谷敏行政評価局長、伊藤孝雄官房審議官、若生俊彦行政評価局総務課長、白岩俊評価監視官、清水正博評価監視官、岩田博調査官、鶴巻郁夫調査官

4 議題

- （1） 独立行政法人の事務・事業に関する府省ヒアリング（厚生労働省、文部科学省）
- （2） 報告事項

5 配布資料

- （1） 厚生労働省説明資料
- （2） 文部科学省説明資料

○ 富田分科会長

それでは、時間となりましたので、ただいまから政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を開会いたします。

本日の分科会は、今年度見直し対象となっております独立行政法人の業務に関する各府省からのヒアリングの一環といたしまして、厚生労働省所管の3法人、文部科学省所管の4法人の計7法人の事務・事業に関するヒアリングを行います。

このヒアリングは、今後、政策評価・独立行政法人評価委員会として見直しの検討を行っていく上で非常に重要な意味合いを持つものであると考えておりますので、委員の皆様のご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、厚生労働省所管の3法人の業務の概要につきましてヒアリングを行います。

本日は、厚生労働省、中村部長をはじめ、ご担当の皆様にお越しいただきました。

最初に、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務の概要について、10分程度でご説明いただき、その後、質疑応答を行いたいと思いますので、それでは、ご説明をお願いいたします。

○ 中村障害保健福祉部長

厚生労働省の障害保健福祉部長の中村でございます。よろしくお願いいたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。国立重度知的障害者総合施設のぞみの園につ

いて、ご説明をいたします。

のぞみの園につきましては、昭和46年に、特殊法人心身障害者福祉協会として設立されまして、平成15年10月1日より独立行政法人となっております。この間の時代の変化といいますか、障害者行政の中心というものがノーマライゼーションということで、知的障害者の地域生活を支援して、自立や社会参加を促進していくことが大きな課題というように変化しております。そういうこともございまして、のぞみの園につきましては、設立当初は、重度知的障害者を終生保護するという考え方で設置されましたけれども、近年に至りまして、ノーマライゼーションの考え方で、知的障害者の地域移行を含めて、全国的な支援のモデルになっていこうということで変わってきております。規模につきましては、4月1日現在で、役員5名、職員288名となっております。

7ページを見ていただきますと、「組織と業務」ということで法人事務局のほか、総合施設、それから、33名となっておりますが、診療所ということで、そこにあるとおりの組織・業務になってございます。

所在地につきましては、群馬県の高崎市になってございます。

事業の概要でございますが、今申し上げました総合施設の設置・運営が一番大きな業務でございますが、あわせて、知的障害者の自立と社会参加に関する調査、研究、情報提供、知的障害者の支援業務に従事する方の養成・研修、さらには、求めに応じた援助、助言というようなことがございます。それから、附帯業務といたしまして、診療所、ケアホーム、地域相談支援センターの設置・運営がございまして、

2ページをご覧くださいと思います。

独立行政法人になるに当たりまして、平成15年、国立コロニー独立行政法人化検討委員会というものを設置いたしまして、中期目標を検討いたしましたけれども、それに基づき、中期目標を設定しております。

中期目標の期間といたしましては、平成15年10月1日から20年3月31日までの4年半ということになっております。

業務運営の効率化につきましては、後ほど達成状況をご説明いたしますが、まず、行政改革の重要方針に基づきました人員の削減、2つ目といたしまして、給与体系の見直し、3つ目といたしまして、交付金の13%以上の削減、4つ目といたしまして、外部委託や競争入札の推進ということが掲げられております。

サービスその他の業務の質の向上につきましては、目標と関わりがあるわけですが、重度知的障害者のモデル的な処遇ということで、地域移行の推進により入所者数を3割から4割縮減することによってございます。これにつきましても、後ほどご説明いたします。

財務内容の改善につきましては、総事業費に占める自己収入の比率を38%以上とすることになってございます。

3ページをお願いいたします。「各業務の概要と実績」ということでございますが、総合施設の設置・運営につきましては、昨年10月から障害者自立支援法が本格的に施行されまして、従来の施設において、入所と活動を一体的に提供するという考え方を、住居の部分と日中の活動支援と分ける考え方が障害者自立支援法によってできておりますので、施設入所支援事業ということにつきましては、定員470名、日中活動支援事業につきましては、生活介護、自立訓練（生活訓練）ということで、それぞれ510名、40名ということで、ここににつきましては、入所されておられる以外の通所として利用されておられる方もございます。

処遇につきましては、そこにございますように、障害者の特性に配慮いたしまして、個性を尊重した処遇ということで、小規模な生活寮で実施しております。

4ページ目を見ていただきたいと思います。

先ほど、地域移行につきまして、3割から4割を実現したいという目標を立てておられるというお話をいたしました。これにつきまして、生活体験ホームを設置いたしまして、施設の中では、全室個室の専用施設、職員の宿舎の空き室を利用したり、あるいは、市内の借家等を活用いたしまして、地域生活を体験する仕組みを導入しております。

それから、地域移行につきましては、何よりも本人、あるいは保護者、関係する自治体の協力が必要でございますので、16年4月に地域支援部を設置するとともに、それぞれ説明会、あるいは協力要請をしております。

ただ、入所者の状況が下のほうに出ておりますけれども、平均年齢57歳、入所期間が31年を超えるというような状況でありますし、障害者の程度区分については、これは1から6まであって、6のほうが重いわけですが、平均して5であるとか、あるいは、出身の都道府県が43都道府県にまたがっておられるというような事情がございまして、実績といたしましては、18年度末で地域移行率は約5%にとどまっております。それから、調整中の者が27名ということになっております。

地域移行につきましては、ご本人、ご家族の意向を尊重するということが重要でございますので、引き続き、ご家族あるいはご本人の不安が生じないように慎重に進めていきたいと考えております。

5ページ目は、「調査・研究、情報提供」でございますが、先ほど申し上げましたように、地域移行が非常に大きな課題になっておりますので、アからエのように、地域移行にかかわる調査・研究、あるいは、オ、カのように、処遇に当たって難しい方の処遇についての研究、あるいは成果物の周知を図っております。

6ページ目でございますが、のぞみの園におけるノウハウを、同じような種類の施設や地域にフィードバックするため、セミナーを開催したり、あるいは助言をしたりしておりますし、実習生につきましても、受け入れをしておるところでございます。

8ページ目をご覧くださいと思います。

先ほどの業務運営の目標の達成状況についてですが、まず、人員（常勤職員数）の10%削減ということについては、平成15年10月には310名でしたけれども、19年度末には279名となる予定でございまして、10%の削減が達成できる見込みでございます。

給与体系の見直しにつきましては、16年度から19年度末までの間、毎年度、役職員の俸給月額につきまして、3.5%ずつの削減を実施してきております。

交付金13%以上の節減につきましては、平成14年度の予算額、これは特殊法人の時代でございますが、46.9億円。そのうち、交付金が29.3億円でしたが、19年度の予算におきましては、予算総額41.7億円のうち、交付金が25.5億円ということで、13%余りの削減の見通しとなっております。

なお、全体の予算の特徴といたしまして、19年度を見ていただきますと、全体の予算のうち、人件費が、この施設の特徴ということで多くなっておりまして、約8割ぐらいを占めておるところでございます。

4番目でございますが、競争入札の推進ということで、全契約に占める競争入札の割合が、15年度には24.9%であったわけですが、19年度当初には47.3%まで上昇しております。

また、自己収入比率38%以上につきましては、19年度においての38.8%を達成する見込みということでございます。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務の概要につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。

○ 梶川臨時委員

現行の中期目標の中で、入所者数の3割から4割の削減ということで、実態はまだ5%程度ということだと思うんですが、そもそも3割から4割というのは相当な幅の削減であると思うんですが、実現可能性も踏まえた上で、どのような経緯で、こうした大幅な削減という中期目標ができてきたのかという、評価も含め、また次期に向かって、そもそも論をお聞きしたいと思います。また、そういう中で、コストの削減というような意味で、人員については10%近い削減がということでしたけれども、入所者がそれほど減らない中で、こういう人員削減が、十分効率的な運営だということはあると思うんですが、実際の現場を含めて、介護がしっかりとできているのでしょうか。反対に、それぞれ介護されている方のご負担がかなり重いような形になっているのではないかと。組織の本来のあり方のそもそも論と、現場サイドでの現状をお聞きしたいと思います。

○ 中村障害保健福祉部長

3割から4割の入所者を地域での生活に移行するという目標につきましては、特殊法人の心身障害者福祉協会を独立行政法人化するに当たりまして、政策目標の内容等を検討するために、国立コロニー独立行政法人化検討委員会が設置されまして、その検討結果を踏まえて策定したものでございます。

具体的には、当時の国立コロニーが行った、すべての入所者の地域への移行の可能性に関する5段階の評価というものに基づきまして、移行がやや困難な方も含めまして、移行の可能性が一定程度見込まれるということで、入所者数の3割から4割という数値が示されたということもございまして、私どもとしては、この内容を踏まえて中期目標を策定したわけでございます。

ただ、この目標は、実は、昨年度、障害者自立支援法という法律が施行されまして、障害者施設の入所者数を、その中では、国全体といたしまして、平成23年度末までに7%以上削減するという目標でございまして、それに比べますと、かなり高い目標設定になっておるかと思えます。

この点につきましては、ノーマライゼーションという考え方が社会的にかなり受け入れられる状況になってきている反面、依然として、施設から地域への移行が進んでいないという実態がございまして、昭和46年にこの施設がつくられたときには、終生保護を目的として開設されたという経緯がありますけれども、そうした施設であっても、地域移行を進めるんだということで、知的障害者の地域での生活について全国的な流れをつくっていかうという意気込みで設定されたというような側面もあろうかと思えます。

それから、今後どういう形で、この目標について進めていくのかということでございますけれども、なかなか地域移行が進んでない理由といたしまして、私どもは、1つはやはり、障害者ご本人

も、あるいはご家族も、長期入所を念頭に施設に入られたと考えております。それから、先ほども少しご説明いたしましたけれども、非常に高齢化も進んでおりますし、ご本人も施設から出ていくことについて不安だという点がありまして、現状維持を望んでおられるというような点がございませう。

一方、地域を見ても、昨年度、障害者自立支援法という法律が施行されたわけですが、地域におけるサービスの整備状況というのが、まだまだ必ずしも十分とは言えない状況でございまして、自立支援法自体についても、各地方公共団体においてサービスの基盤を整えようということで、計画をつくって、その基盤を整備しているというような状況でございませう。

そういう状況を踏まえながら、私どもといたしましては、まずは、そうした地域の状況も見ながら、ご本人については、地域での生活が送れるような訓練をしていただく。それから、ご家族についてご理解を求めていく。さらには、全国各地にわたる地方公共団体へのご理解も求めていくというようなことで、引き続き、この目標について尊重しながら、環境整備を進めていきたいと思っております。

そうした中で、私どもといたしましては、のぞみの園の法人としての組織についても、考えていくというのが今の状況でございませう。

○ 阿曾沼臨時委員

のぞみの園が国立唯一の重度知的障害者のモデル的な処遇を行う施設であるというあり方、その中で、全国にあるいろいろな同種の施設との関係でいきますと、こういったご経験を踏まえて、もう少し踏み込んだ、いわゆる障害者の方々こういった施設の運営のあり方だとか、ノーマライゼーションとおっしゃいましたけれども、ノーマライゼーションのあり方の問題を含めて、いわゆる政策目標に資するいろいろな活動というものがある今後非常に重要なのではないかと思うのですが、具体的な方向性というものをお持ちであれば、少し明らかにしていただけないでしょうか。

○ 中村障害保健福祉部長

障害者福祉行政の基本方向は、ノーマライゼーションの理念に基づいて、障害者が地域の中でできるだけ自立をして生活を進めていくということが必要だと思っております。

一方、現状を見ても、のぞみの園以外のコロニーを見ましても、利用者の地域移行がなかなか進んでいないという状況でございませうので、施設の利用者の地域移行を促進するためにも、引き続き、利用者、あるいは、ご家族の理解を得ていくような手法、あるいは、地方公共団体におけるサービスの整備等を進めつつ、施設利用者の自立を進めていくための効果的な支援方法の開発、あるいは情報の提供等を行いながら進めていくということが重要なのかなと思っております。

また、一方、現実には、地域での生活、あるいは就労を通じた生活もなかなか難しい、非常に重度の方もおられるわけですから、そういう方々については、障害の特性に配慮しながら、グループ分けをしながら処遇を進めておりますけれども、個性を尊重した処遇に努めていくと、こういう両面で進めていったらどうかと考えてございませう。

いずれにいたしましても、国立の唯一の施設でございませうので、モデル的な施設となるように、これまで、全国のコロニーといろいろな情報交換等も進めながらやっておりますが、さらにそうした動きを進めていきたいと思っております。

○ 富田分科会長

それでは、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園については、ここで一旦議論を打ち切らせていただきます。どうもありがとうございました。

本日ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中ご協力いただき、ありがとうございました。

続きまして、高齢・障害者雇用支援機構の業務の概要について、ご説明をいただきます。ご説明、10分程度でお願いいたします。その後、質疑応答を行いたいと思います。

○ 岡崎高齢・障害者雇用対策部長

厚生労働省の高齢・障害者雇用対策部長、岡崎でございます。よろしくお願ひいたします。

資料1-2でございますが、これに基づきまして、ご説明します。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構でございますが、平成15年に、従来ありました日本障害者雇用促進協会と高年齢者雇用開発協会、この業務の一部をもちまして、独立行政法人として発足いたしました。

規模等はそこにあるとおりでございますが、業務の内容といたしましては、名前が示すとおりでございますが、高齢者の雇用支援、障害者の雇用支援、高齢者と障害者の雇用支援を行っているということでございます。

1枚めくっていただきまして、現在の国の政策とのかかわりの中でどういう位置づけかということ、まずご説明したいと思います。

高齢者につきましては、高齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働き続けられる社会を実現していくというのが国全体の政策目標になっているわけでございます。既にご承知のような現状、要するに、少子高齢化の進展等の中で、将来の労働力人口の減少に対してどう対応していくかという問題でございますとか、一方で、高齢者の方の生活ということ考えた場合に、年金財政等々とかかわりの中で、働ける限り働きたいという方が多いわけでございますが、高齢になって離職すると、なかなか働き続けられないという状況もあるということでございます。

そういう中で、これまで60歳定年が主流であったものにつきまして、現在、法改正もしまして、65歳まで雇用確保措置ということでやっておるわけでございますが、将来を見通しますと、65歳までを確実に現実のものとして確保していくとともに、さらにその先を見たような対応も必要だろうと考えているということでございます。

ちなみに、現在、再チャレンジ支援総合プランというのが、安倍政権の1つの大きな政策の柱になっておりますが、この中で、高齢者にかかわる目標としましては、60歳以上の労働力人口を、2015年まで10年間で160万人増加させると。これはもちろん団塊の世代等、人口そのものが増える部分もございすけれども、それから、65歳以上の定年の企業等を2010年までに5割、半分にするというようなこと、さらに、70歳まで働ける企業というのも現在打ち出しているわけでございますが、これも2010年度までに2割まで持っていくというようなこと等を挙げております。

こういう政策目標を実現していくために、ハローワーク等におきます企業指導とか、あるいは高齢者就職支援と相まりまして、高齢者を雇用する事業主に対します給付金の支給、それから、より重要なことは、とにかく定年だけ延ばせばいいということにはなりませんので、どういう形で高齢者を働かせていくかということの専門的な相談支援をしていくというようなことがありまして、そ

ういったことが、この機構の役割になっているということでございます。

障害者のほうでございますが、今ほど、障害者福祉部長からも、ノーマライゼーション等の話もありましたけれども、私が雇用の責任を持っておりますが、障害者が自立して働いていけるような社会をぜひつくっていきたいということが政策目標でございます。そういう中で、ご承知のように、今、障害者雇用率制度で、企業に雇用を義務づけているわけでございますが、残念ながら、まだ法定の1.8%には満たない。あるいは、きちんとやっている企業は半分にも満たないという状況でございます。

そういう中で、障害者雇用促進法を改正したり、あるいは、先ほども話題になりました自立支援法が施行されたりという中で、障害者雇用を推進しているということでございます。

国としましては、雇用率達成指導等、企業に相当強力で指導しているわけでございますが、これも、指導して雇う気になれば、すぐ雇えるということではなくて、やはり障害者のそれぞれの障害の特性その他に応じて適切な職場が確保されないと、結局すぐやめてしまうこととなります。したがって、個々の障害者の方が何ができるかという評価をきちんとしながら就職支援していく。このため、機構におきましては、そちらのほうの専門的な職業リハビリテーション、カウンセリング等を担当しておりますし、ハローワークのほうではマッチングをやっているということでございますが、それから、その他いろいろな障害者支援の組織があるわけでございますが、これが相まってきちんとやっていくということになるということでございます。

そういう中で、今申しましたような職業リハビリテーションの専門機関といたしましての仕事、それから、雇用率制度の中で、企業から、未達成のところは納付金をいただいて、達成しているところにはお金を支払うという経済調整もしていますが、納付金制度の運用に関すること等をこの機構が行っているということでございます。

4ページ目でございますが、中期目標は、今年度末、20年3月までということになっているわけございまして、業務運営の効率化のほうは、ほかの法人等とほぼ同じかと思いますが、一般管理費等の13%節減、業務経費の毎年度1%以上の節減等々を行っているということでございます。

やはり高齢者、障害者のことを考えますと、むしろ業務の質をどうやって向上させていくかということが非常に重要だろうということでございますが、高齢者に係りまして、例示として挙げてございますが、例えば、アドバイザー等による専門的な相談、これについて件数をしっかりとこなしていくというようなこと。それから、職業リハビリテーションにつきましては、リハビリテーションサービスの人数も書いてありますが、より重要なことは、やはりリハビリテーションサービスを受けた人が次の段階に進めるかどうかということですが、そういった意味で、70%以上が次の段階に進むというようなこと等々、それぞれ数値目標も掲げながら、業務の改善、質の向上に努めている、ということでございます。

達成の状況ということでございますが、高齢者のほうにつきましては5ページ目でございます。給付金の支給業務、あるいは相談・援助業務、それから、高齢者個人に対します助言・指導業務等々をやっております。そういう中で、給付金の迅速な支給ということにつきましては、目標の10%以上短縮に対して15.6%短縮。それから、相談・援助につきましても、それぞれ、件数におきましても、あるいは利用者の評価におきましてもそれなりの評価を得ている、こういう状況でございます。

障害者につきましては6ページから7ページにございますが、障害者職業センターにおきましてリハビリテーションの実施件数等、そこにあるとおりでございます。

下のほうを見ていただきますと、次の段階、要するに、リハビリテーションを受けた後、職業紹介とか職場実習に進んだ移行率が、目標の7割に対して、75.7%で、4分の3の方が次の段階に移行しているというようなことでありますとか、ジョブコーチというのは、障害者の方、勤め始めた最初の際に、種々、職場との関係で問題が生じたり、支援が必要なわけですが、その段階にマン・ツー・マンで支援するようなシステムでございます。これにつきまして、定着率75%以上という目標に対して、84%ということ等、それぞれ目標を超えるような成果を上げているということでございます。

7ページに移っていただきますと、納付金関係等の業務も書いてございますが、これらにつきましても、それぞれ、そこに数字がありますように、中期目標で掲げた数字より高い達成率を基本的に達成しているということでございます。

国の全体の政策目標の中で、今後とも、より質の高いサービスを提供しなければいけないだろうと思っていますし、きちんと業務をさせていきたいと考えているということでもあります。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました高齢・障害者雇用支援機構の業務の概要につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。

○ 阿曾沼臨時委員

この独立行政法人が発足した経緯とか歴史というのは十分理解しているつもりであります、理解する上で、加齢していく年齢の区分けでのいろいろな事務・事業と、健常者が障害者かという区分けでの事務・事業が、同一の組織で行われているということで、果たして必要な機能が十分に発揮できないのではないかということを感じるわけで、事務・事業の合理化、高質化、効率化ということ考えた場合に、まず本質的な質問ですが、高齢者と障害者を同一の組織で行う必要性について再度お話を伺いたいと思います。

○ 岡崎高齢・障害者雇用対策部長

高齢者と障害者、もちろん対象者そのものは違うわけですが、私も、高齢・障害者雇用対策部長ということで、高齢者と障害者を担当しております。雇用の場における特別な支援をすることにおきまして、もちろん対象としては違うわけですが、方向としては同じような面もあるというのが1つあるかと思えます。

それから、やはり雇う側は企業でございますが、企業に対する種々の指導等々を行っていく、あるいは、機構におきますと相談支援ということになるわけですが、そういった面におきましても、ある程度一体としてやることによって効率的にできる部分はあるのではないかと考えております。

それから、独立行政法人発足前は、それぞれ別の地方の協会に業務を委託するという形でやってきたわけですが、今申しましたように、企業指導等々、同じにできる、あるいは効率的にできるという部分もありますので、従来2つに分かれていた協会につきましては、もう既に1つになっていますが、現在の中期目標期間中に統一するという形で進めてきているというようなことでございます。

もちろん組織、縦割りにして、多い組織でそれぞれやっていくのがいいか、少しまとめてやるほうがいいかというのは、これは国全体の中で、どこまで組織をつくるかということですが、私どもとしては、せっかく一緒になった以上は、一緒になってできる効率化を図りながら、より一層質も向上していくということが必要なのではないかと考えているところでございます。

○ 阿曾沼臨時委員

なかなか素直にすつと頭の中に入ってこないようなご説明なので、客観的・合理的にそれがどうかというような議論、これは今日、議論を深めていってもしようがないのかなと思いますが、本質的に、いわゆるそういう観点ということで我々は少し見ているということをお承知おきいただきたいということでもあります。

まず初めに、高齢者雇用施策全体で見た場合でございますけれども、業務実施主体として、機構以外に労働局とかハローワーク、関係団体がさまざまあるわけで、先ほどのご説明でも、ハローワークはマッチングであり、我々はこうだというご説明があったのですが、それがどういうきちんとした基準、考え方で役割分担が機能しているのかということについて、もう少し詳しい説明と、それから、機構の高齢者業務の実施主体というのが、実際には地方協会ということであった場合に、機構があえて関与している理由、もしくは給付金制度というものの改正があり、件数、実績が大幅に減少している中で、引き続き機構が関与していく理由といったことについて、この2点について、もうちょっとご説明願います。

○ 岡崎高齢・障害者雇用対策部長

高齢者も障害者もそうですが、国が行政機関としてやっている主たるものは、1つは、企業に対する指導だと考えています。指導というのは、要するに、法律に基づいて、高齢者ですと高齢者雇用確保措置をとっていただく、障害者ですと法定雇用率を守っていただく、あるいは、こういった面で、法律をきちんと守っていただくということの、企業がそれに向けてちゃんと行動するかどうか、行動させるかどうかということについては、これは国の行政機関の仕事だろうと思います。

もう1つは、直接的な就職に結びつくようなマッチング、職業紹介であります。これはハローワークの仕事と考えております。

高齢者なら高齢者で、定年を延長したけれども、それでいろいろな職場環境とか、あるいは労務管理とか、そういうものをそのままにして、そのまま延ばせばいいかということになると、そうはならない。障害者の場合にも、個々の障害者の方に合った、いろいろな配慮をしたりということが必要になってくる。そういうような意味での労務管理とか職場環境の改善とか、あるいは障害者個々の特性に応じた支援、そういう専門的なものを中心としたものが機構の仕事になっております。

もう一つは、今、先生もおっしゃいました納付金制度の運用と助成金の支給。これがそういったものとある程度一体として、専門的な要素もあるということで、行っているというのが今の状況であります。

地方協会ということにつきましては、その部分、機構そのものが地方組織を持つというやり方もあるのかもしれませんが、機構発足時に既に、大きな独立行政法人をつくるということについての問題点もあったということで、従来どおり、地方の協会を活用するという手法で今やっているということです。

ただ、そういう中で、いろいろなノウハウの提供その他、要するに、地方ごとのノウハウでは、

そこにとどまった支援、援助しかできないわけではありますが、私どもは今、機構本体が、高齢者にしろ、障害者にしろ、指導するためのノウハウ、支援のためのノウハウを蓄積、開発して、それを地方協会なり、そういったところが活用して指導している、こういう形で運用しているというのが現在の状況でございます。

○ 阿曾沼臨時委員

今のご説明をお聞きして、それなりに理解できるところもあるのですが、基本的には、機構そのものの業務実施主体として、いわゆる労働局、ハローワーク等々の役割分担というのは、もう少し抜本的に見直して、しっかりとわかりやすい組織運営というのが必要なのではないかとということと、もう一つは、先ほど、地方協会という、地方協会が今存在しているということと、それに業務委託しているということの歴史的経緯というのはわかりましたけれども、基本的には、委託先がそれ以外に本当はないのかということとか、今現在の業務委託は最もふさわしいやり方なのかとか、もしくは、委託費の算定方法の問題とか、例えば、NPOなり民間等に委託できるのではないかとといった効率化を踏まえた、いろいろ委託のあり方については、我々としては、しっかりと再検討していく必要が喫緊の課題としてあるのではないかと考えておりますが、それについてお話をいただきたいと思っております。

○ 岡崎高齢・障害者雇用対策部長

当然のことながら、次の中期目標は私どもも検討しているわけございまして、今のやり方については、それなりのメリット、はあるかと思っておりますが、本当に効果的・効率的にできているかどうか等々も検証しながら、その点については、また私どもも次の中期目標に向けて検討しておりますので、そういう中で、ご指摘のようなお話もあるということは理解しておりますので、それも含めて検討はしていきたいと考えております。

○ 阿曾沼臨時委員

高齢者に関する質問というのはこれで終わりますけれども、高齢者というものの施策が、この新機構の中でどの部分を本当にやるべきなのか。ほかの部分との役割分担をどうするかということ踏まえた上で、今ご質問させていただいた点について、また再度、いろいろお伺いしたいということもありますので、よろしくお伺いいたします。

次に、障害者のところでありますが、非常に重要な事業であると思っておりますけれども、この制度設計とか、制度をはかる指標、目標管理とか設定という中で、例えば、障害者数が660万人程度だとか、雇用障害者の数が50万人だとか、ある時点における有効の求職者数が15万人であるというような数値というのは出ているわけですが、そういった1つ1つの数値というものの実態把握というものが、本当に精緻化された実態把握であるのかということと、こういったものを、本当に現実を踏まえた数字というものがしっかりと把握できているのか。特に職業リハビリテーションというものを非常に重要な項目として挙げていらっしゃるんですが、これは就職困難な障害者が対象になるので、あまり数値目標はなじまないのではないかとというような議論、有効な指標と考へにくくて算出してないというような説明も資料ではお伺いしたんですが、この辺を含めて、障害者の雇用数を含めて、成果をはかる指標というものについて、どんなふうなお考えを持っていますかお話しいただけますか。

○ 岡崎高齢・障害者雇用対策部長

障害者雇用施策をしていく場合に、2つの部分があります。1つは、国全体、これは機構の部分ということではなくて、私どもが直接やっている部分とか、ほかのいろいろなことを活用してやっている部分を含めた障害者雇用施策の部分でございます。これは、今、先生もおっしゃったように、今の雇用障害者数は50万人と言われておりますが、のぞみの園のときの議論でもありましたけれども、ノーマライゼーション等を進めていく中で、本当はまだ働ける方が福祉施設等にもいるんじゃないかというような議論が相当ございます。

そういう中で、本当にどの程度の方が働けるかというのはなかなか難しいところがあって、数字としてお示しできないのは非常に恐縮なのですが、私どもとしては、現状の雇用されている障害者が50万人ということよりは相当多い方が働けるようになるであろうし、国全体としては、それを実現していかなきやいけないと考えているということでもあります。

そういう中で、職業リハビリテーションのお話もございましたけれども、やはりだんだん企業の方が、どちらかという受け入れやすい障害者の方は雇用に結びついて、現に50万人の方が働いているという状態の中で、なかなかすんなりとは企業が受け入れにくいけれども、何らかの形で働ける方というのが増えております。この機構の発足当初は、身体障害者を中心にやっていたんですが、身体障害者の方については相当程度企業の雇用が進んできた中で、今、知的障害者とか精神障害者とか、より難しいところに重点を移しつつありますし、最近、話題になっている発達障害等々、まだ障害者施策全体の中でも位置づけがきちんとなっていない部分もございますけれども、そういった方も就職へ向けてということがあるわけでございます。

そうしますと、これまた、何人が対象かという、そもそも発達障害者は何人いるかというのもよくわからないという状況の中でございますので、人数としてあらわすのはなかなか難しい面がありますけれども、ただ、私どもとしては、現に2万、3万人の方に対して、高・障機構が職業リハビリテーション支援をしているという状況の中で、やはり潜在的に何人かというのも、もちろん示した上で目標を立てていくのはより適切とは思いますが、そこはなかなか難しいです。

しかしながら、より就職困難な方も就職させようという方向に動いていく中では、当面、むしろ対象者は増えているというのが実情とは思っているところでございます。

○ 阿曾沼臨時委員

私の質問としては最後なんですが、調査が困難な理由というのは、何が困難でしょうか。

○ 岡崎高齢・障害者雇用対策部長

障害者手帳とか障害者の等級区分の1級、2級、3級等、それから、仕事につきやすいか、つきにくいところというのは必ずしも一致してないわけです。ですから、手帳を持っている人とかなんとかという数字であれば当然出ますし、年齢別に出すといっても出るんですが、その中で、職業リハビリテーションみたいな形で支援する人がどれだけ必要かどうかとか、そういうことになった場合に、統計的な手法で把握するというのはなかなか難しいだろうということです。

○ 阿曾沼臨時委員

ただ、支援をしていく上では、やっぱりしっかりと母集団の把握ということがない限り、成

果というものの評価もできなければ、目標も設定しにくいということになるのだらうと思いますが、そういうことについての今後のあり方とか、組織としての努力目標とか、努力の方向性といったことについては、何か具体的にお考えになっているところはありますか。今のままでしょうがないということでしょうか。

○ 岡崎高齢・障害者雇用対策部長

しょうがないと言ってしまうと終わってしまうのですが、今、先生がおっしゃったような問題で、高・障機構として把握するかどうかというよりは、むしろ国全体の、障害者雇用なら障害者雇用をしていく中で、最終的にどういう障害者雇用の姿を描いていくかということだと思います。そのところが、むしろ機構へというよりは、政策部門への問いかけのような気がいたしますけれども、それは私どもも努力しなければならないとは思っております。

○ 阿曾沼臨時委員

そうですね。まさに現場で努力している方たちが、現場の認識の中で、政策立案者に対して提言をしていくなり、そういった具体的な方策について、ともに考えていくということも組織としての非常に重要なテーマだと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 富田分科会長

今の点、あらゆる政策に共通して非常に重要な点だと思いますので、よろしくご検討をいただきたいと思います。

雇用率1.8%という法定雇用率の設定なんですけれども、それとの関係を考える上でも重要なことだと存じます。

ほかにいかがでございましょうか。

○ 縣臨時委員

障害者雇用納付金等について、上場企業に対し調査を行うということで、駐在事務所が地方に5カ所ありますが、これを今後存続して運営する必要があるとお思いでしょうか。もし、ほかの方式がある、例えば、機構全体、本部で扱ったほうがいいのではないかというような意見があった場合に、どのようなお答えをなさるでしょうか。

○ 岡崎高齢・障害者雇用対策部長

これはまさに地理的な問題として、本部直轄でやって、向こうに出て行ってやるほうが効率的か、あるいは、それなりに拠点を設けてやったほうが効率的かという判断だらうと思います。

法定雇用率制度は今、1.8%でございますから、56人以上雇っていると適用になっていますが、納付金制度は今、中小企業への配慮等々を含めまして、300人以下は適用除外になっております。現在、障害者雇用促進法の改正に向けたいろいろな議論をしているんですが、最近、中小企業におきます雇用状況が悪くなっている状況のもとで、300人以下の適用除外を本当に続けていいかどうかという議論も、一方で今行っております。

そういう中で、仮に300人以下適用除外を変えて、これを下げることになった場合に、納付金の対象企業も増えていくということも一方にある。あるいは、中小企業が多くなるというこ

とで、地方における必要性が、もしかしたらその時点では高まるかもしれないという要素も一方ではございます。そういういろいろな要素を踏まえながら、これも中期目標に向けて検討はさせていただきたいと考えております。

○ 富田分科会長

それでは、時間の都合もありますので、高齢・障害者雇用支援機構につきましては、ここで一旦議論を打ち切らせていただきます。本日も説明をいただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力を賜り、ありがとうございました。

続きまして、勤労者退職金共済機構の業務の概要についてご説明をいただきます。

ご説明、10分程度でお願いいたします。その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○ 青木労働基準局勤労者生活部長

それでは、勤労者退職金共済機構についてご説明させていただきます。担当部長の青木でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1ページ目をお開きいただきたいと思います。

発足は、独法になりましたのは平成15年10月でございますが、一番古い特殊法人時代のスタートは昭和34年にさかのぼります。

現在の規模でございますが、役員7名、職員257名、計264名でございます。

所在地は、港区でございます。

組織でございますけれども、4事業本部制をとっております。中退共と申しますのが、中小企業全般にわたる退職金共済事業をやっている部門であります。

建設業、清酒製造業、林業という形で、3つの特定業種にかかわる退職金共済事業をやっている部門がございます。

事業の概要は、一般の部門と特定業種にかかわるものということでございます。

次のページを開いていただきたいと思います。

まず、一般の中小企業退職金共済制度の概要でございますけれども、まず、加入できるのは中小企業の方に限るということでございます。雇用形態は問いませんので、パートの方ももちろん対象になることができます。

事業主が金融機関を通じまして、毎月一定の掛金を払い込みます。そうしますと、従業員の方々が退職したときに、独法の機構のほうから直接従業員に退職金が支給されるという仕組みでございます。

これを見ていただきますと、規模といたしましては、対象従業員数は、現在、約276万人でございます。

次のページでございますが、特定業種の退職金共済制度、3つまとめて同じシステムでございますので、説明させていただきます。

この特定業種、現在は、先ほどご説明いたしましたように、建設業、清酒製造業、林業の3つでございます。ここでは、期間雇用される従業員が対象になります。ご存じのように、期間雇用されるという意味で、1日でも結構ですし、あるいは2カ月、3カ月、6カ月といろいろありますけれども、1年を通じてずっとおられるわけではないというわけでありませぬ。

特に、清酒業でいいますと杜氏さんですとか、あるいは、建設業でいいますと、個々の工事で、例えば、あるビルが完成するまで、大工さんなり左官屋さんなりを雇うというような形で、同じ業種の中で、その人の持っている技術がベースとなって期間的に雇用され、そして、ほかの事業主のところでもまた雇われるということが繰り返されるような特質を持っている業種でございます。

こういう方々に対しましては、共済手帳というものを出示しまして、事業主が雇用日数に応じまして、証紙を張っていただきたいと思います。これは日額が決まっております。310円、300円、460円というものでございます。

そして、そういった方々がいろいろな事業主のもとで、転々と働かれるわけでありましてけれども、その業界で働くことをやめたときに、まとめて請求をしていただいて、機構から直接退職金をお支払いするという仕組みでございます。

この規模でございますけれども、一番下の期間雇用者数でございますが、もちろん、どんどん変動してまいります。現在、建設業で約264万人、清酒製造業で約3万人、林業で約4万人でございます。

次の4ページ目でございます。中小企業労働者の退職後の生活の安定ということが、当然ながら、機構が目指す最終的な目標であります。このためには、将来にわたる確実な退職金の給付が機構の目的上、当然に最重要でございます。そのためには、機構全体を安定させ、退職金制度への着実な加入をしていただいて、これは強制加入ではございませんので、任意加入でございますから、できるだけ多くの人にお入りいただくということが必要だと思っております。

その下を見ていただきますと、実は、将来にわたる確実な退職金給付の中で、今、私どもが抱えている問題は、財務内容の改善ということでありまして、累積欠損金がございます。これは、今ご説明申し上げました中退共、林業に係る林退共と申しておりますが、その2つにつきまして、独法発足当時でございますが、おのおの3,230億円、21億円という累積欠損金ございました。これを早急に解消していかなければいけないということが、今最大の問題になってございます。

そのために、では、どうしようかということで、ベースとしての加入促進対策をやっていくことは当然必要であろうということで、中期目標の中にも、こういう数字を掲げてございます。そのためには、いろいろな意味でのサービスの向上もしていかなければいけないということでございます。

それから、財務内容のほうで、実は一番重要なのは、なぜ累積欠損金が生じたかという原因にもかかわるんですが、これは確定給付型のシステムをとっておりますので、予定利回りが実行利回りを上回る時期がかなり続いてしまったということが最大の原因でございます。それはもう既に改められておりますけれども、それに加えまして、一般管理費を中期目標期間に13%削減しようとか、人件費等もどんどん削減していこうということで頑張ろうということでございます。

5ページ目でございますが、今の中期目標の中で、17年度、これが今、直近で一番新しい数字で、業務実績はどうだろうかということでございますが、まず、財務内容の改善でございます。これは、左上の囲いの中に太字で書いてございますけれども、株式等の状況が非常によかったこともございまして、中退共、林退共の累積欠損金は、この1年間で合わせて1,419億円減少させることができました。これは目標をはるかに上回っている状況でございます。

それから、右側の大きな枠の中で、加入促進対策でございますけれども、これは、全体といたしましては、この年度に達成すべき目標数値を115.1%という形で上回っているということでございます。

なお、中期目標計画のスタートから、15年度から累積で17年度末までで106.9%という達

成になってございます。

次のページを見ていただきますと、6ページ目でございますが、累積欠損金のお話でございます。先ほど申し上げましたように、累積欠損金の一番大きな発生原因が予定利回りにあったものですから、私どもは、これをまず引き下げるということを順次やってまいりました。左側を見ていただきますと、中退共で1%になりましたのは平成14年11月でございます。それまでは3%ございました。それ以前はもっと高かったわけでございます。

林退共は、平成15年10月に2.1%を0.7%に下げたということでございます。そこまでは行っていたのですが、さらに平成16年12月26日に、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の皆様方から、明確な目標のもとで累積欠損金の解消に努めることが重要だというご指摘をいただきましたことから、さらにしっかりした計画を策定しようということで、平成17年10月にできたものがこれでございます。

中退共のほうを見ていただきますと、まず、毎年180億円は必ず累積欠損金を埋めていこうという計画ができました。それを上回って、360億円まで運用益が出た場合には、その部分は、その年のお客様に付加退職金という形で返し、360億円を上回る場合には、半分ずつ、累積欠損金を埋めるものと、お客様にお返しするというルールがつけられました。

これに基づいてやっていきますと、解消年限でございますけれども、平成29年度末には必ず解消させるという、13年間の目標であります。それを達成するためには、3兆円の0.6%に相当します運用利回りで、まず、それを上げなくちゃいけない。それに1%の予定運用利回りがありますから、1.6%。更に、できればでございますけれども、360億円のところまでの利益を上げませんと、お客様に対しても、1%は少し低いものですから、お返しが低かろうというので、目標としては2.2%上げていきたいということでございます。

林退共につきましても同じような発想でございますけれども、基本的には、規模が比較的小さいものですから、運用益はすべて、0.7%を超える部分は累積欠損金の穴埋めにしようということで、やや長期ですが、18年計画をつくっております。

右下のほうを見ていただきますと、先ほど申し上げましたように、機構が発足いたしましたときには、中退共は、3,230億円、林退共は、21億円の累積欠損金ございましたけれども、17年度末では、一番右のところでございますが、中退共で867億円、林退共で14億円の累積欠損金に縮小しつつあります。

7ページ目でございます。これは、18年度、19年度の予算ベースでございますけれども、ざっと書いたものでございますが、人員のところを見ていただきますと、18年度に、これは年度当初のもので、また、役員を除いてございます。262人を5人減らして、257人ということでございます。

支出は、基本的に4,700億円ぐらいでございますが、大部分は退職金等の支払いでございます。

収入のところを見ていただきますと、国から運営費交付金という形で、36億円、あるいは37億円のお金を頂戴してございます。

それから、補助金という形で、毎年、約80億円頂戴しております。これは何に使っているのかといいますと、呼び水といたしまして、最初に中小企業退職金共済にお入りになっていただいたときに、最初の1年間だけ、5,000円を上限にいたしまして、毎月々の掛金の半分を国が補てんしてあげましょうという制度でございます。

一番右のほうでございますけれども、自己収入のところは、これは基本的に、掛金、運用益が中

心になってございます。

最後に、組織図でございます。これは、職員数が右側、257名、左側のところで、役員数7名、合計264名ということです。

ちなみに、前のページで、各部門には、総務部の人員を比例配分で割っているものですから、ここに書いてあります各本部の数と、7ページの各事業別の数が少しずれておりますけれども、ご容赦いただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、ご説明といたします。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました勤労者退職金共済機構の業務の概要につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。

○ 縣臨時委員

退職金の支払いの方式、それから、加入促進事業及び管理システム体制、3つについて伺いたいと思っております。

まず、退職金の支払い、支給の方式ですが、確定給付型をとっておられるということで、従来、欠損金が生じていた。現在、その運用の方法によって、逆に欠損を埋めるという体制ができていると理解いたしますが、今後、欠損金が償還できたとして、その後、確定給付型をさらに維持されますか。あるいは、確定拠出型との対比において、どのようにお考えになるか。特に、その2つを比較されて、どのようにお考えになるかということをお答えいただきたいと思っております。

2番目は加入促進事業ですが、現時点まで、目標以上の加入を促進したということは結構だと思います。退職後の生活安定という意味では、合理的な運営というものを大前提としながら、事業全体を拡張していくことは有意義だと思います。今後、この加入促進事業をどのような目標を設定して実施されていくのか。そのときに、どのような形で効率的な運用をされようとしているのか、この点を教えていただきたいと思っております。

管理システム体制ですが、この法人のシステムは、いわゆるシステム最適化計画の対象になっております。その最適化が実現された場合に、事務・事業費及び人件費としては、どの程度の額の削減、合理化が行われるのか、この点を明確に示していただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 青木労働基準局勤労者生活部長

まず、第1番目の支払いの方法、確定給付型を今後とも続けるのかどうかというご質問かと思っております。私どもといたしましては、確定給付型が、従業員の方々の期待値というものを確保するという意味で非常に重要だと思っております。もちろん、ご指摘のように、その意味でのリスクは機構のほうに来るわけでございますけれども、特に累積欠損金が発生したところにつきましては、低い予定利回りを設定して、それを超えた場合には、特に中退共の場合でございますが、付加退職金という形で上乗せをしていくという方式でカバーしようということでございます。

ちなみに、人事院の民間企業退職給付調査によりますと、民間の方々の退職金の中で、確定給付型は84%強となっております。それ以外は6%で、不明が約10%となっておりますので、やはり民間の方々も、まだ主流は確定給付型であろうと思っております。その意味で、私どもも確定

給付型を続けていったほうがよろしいのではないかと考えている次第でございます。

2番目の加入促進体制につきましては、強制加入でございませんので、できるだけ多くの方々にこれを知っていただいて、任意の中でお入りいただくということが重要かと思っております。このために、地方自治体、労働局等が主催いたします説明会に参加したり、あるいは、周知・広報に努める。あるいは、全国にわずかな数ではございますが、普及推進員というものを、これは委託的に、アルバイト的に雇いまして、それで普及・広報に努めていただいているわけでありまして、これを通じましての加入促進もやっております。

そのほか、各事業本部ごとにさまざまな団体の方々、例えば、中小企業団体中央会ですとか、商工会議所等の方々には加入勧奨を委託したり、あるいは、金融機関の方々にも協力をお願いするという形になっております。

活動の主体でございますけれども、先ほど申し上げましたように、本部職員ももちろん、それなりの人数を割いておりますし、普及推進員は、現在、中退共で58名を雇っております。これは、あまり高いアルバイト代を払えないものですから、月10万程度でございますので、金融機関のOBの方々ですとか、あるいは、生命保険のOBの方々をお願いしたりいたしまして、普及促進に努めていただいているというところでございます。

目標全体は、先ほど申し上げましたように、中期計画の中で、毎年、各4つの事業につきまして、どれぐらいずつ新しい方々を入れたいという目標をつくり、5カ年で最終的にこれぐらいを入れたいということで、その目標に向けて一生懸命頑張っているという状況でございます。

最後のシステムの話でございますが、現在、私どもも、レガシーシステムというご指摘を受けまして、新しいシステムに改めるべく、最適化計画を19年度中に作成すべく頑張っているところでございます。現在は、刷新可能性調査、これは18年度に行ったわけでございますけれども、これに基づきましてどういうパターンが一番削減効果が高いのかということが粗上に上っている段階でございます。人件費とかさまざまところのどの程度まで波及するかということは、まだ数字上把握されておりませんで、とりあえずの直接のシステムを、機械をお借りして、あるいはプログラミングを変更していく、それを維持していく、そういった維持コストの点で、今、刷新可能性調査でわかっておりますことは、現在、大体そういったコストが、毎年6億1,900万円かかっているわけです。今、刷新可能性調査で一番これがいいだろうというご提案をいただいているのが、フルオープン化システムのマイグレーション方式というんですけれども、それの中で行いますと、維持費用が大体3億4,800万円ぐらい、削減率が44%弱ぐらいになるであろうということでございます。

こういった形で、まだこれから検討を進めつつ、今ご指摘がありましたように、人件費の削減等について、こういった数字になるのかどうかということは現時点でわかりませんが、今後そういったことにつきましても詰めていって、どういう形で、最終的にシステムの改変を行うのかということを決定的にしていきたいと思っております。

#### ○ 縣臨時委員

まず、第1点目は、欠損金が出たこと。それから、それを事後的に補てんしているということ自体が実は確定給付型の欠陥で、世代間調整をしまっているということです。この意味においては、現役世代にとって、やはり確定給付型というのは不公平、不利なものであり、将来、それを続ければ、そのデメリットは残るといった意見に対しては、どのようにお答えになるでしょうか。

2点目については、了解いたしました。ただ、伺うところによりますと、現在の欠損金、補てんのための運用益の一部が、加入促進事業のための事務費に使われているそうですが、そのメカニズムはどのようになっておりますでしょうか。その点をはっきりさせていただいたほうがいいと思います。

3点目につきましては、今伺った数字では、非常な最適化が進むのだらうと思います。そのとき、おっしゃられた方式の内容がわかりませんので、あらためて伺いますが、この法人が4つの共済組合を合併したという意味において、会計を部門別に行っておられることはよくわかります。ただ、会計を部門別に行うことと、会計処理を統合的に行うことというのは両立するだらうと思います。そういう意味において、今回の最適化で、事務の統合的扱いというようなことを念頭に入れて、今のような数字を出されたのかどうか。この点をお答えいただければと思います。

○ 青木労働基準局勤労者生活部長

まず、第1点目の確定給付型は、特に累積欠損金を出してしまった場合には、現役世代に不利ではないかというご指摘でございますが、それは誠にございませぬ。つまり、そこで損失が出てしまえば、これを埋める。それで埋めた後、少し余ったものを、またお返す形にしても、そこで埋めていることには変わりはないので、確かにその部分では、運用益のすべてを利用者の方々に還元できていないという意味で不利ではないかというのは、ご指摘のとおりだと思います。

ただ、一方で、確定拠出型になりますと、幾らもらえるのかということが、当然ながら約束されないという不安定さというものがございませぬ。それから考えまして、両方ともそれなりにプラス、マイナスがあります。重要なことは、先ほどご指摘のように、まず、赤字を出さないようにすることが現役世代にとっては一番重要だと思いますので、当面は、既に出てしまったものは解消していくということに努めるのは当然でございますけれども、予定利率の決め方、これは政令事項でございませぬ、時間的にはなかなか難しいところがございますが、慎重に予定利回りを定めつつ、余った部分をお返ししていくというパターンをとっていただければと思っております。

それから、第2番目でございますけれども、こういった運用益の一部を加入促進のために使っているではないかというご指摘でございますが、これは、まさにおっしゃるとおりでございます。実は、私どもからいたしましても、歴史的に申し上げますと、そういった加入促進も、国の会計から出していただいていたわけでございますけれども、やはり既に加入している人たちにかかる、事務に国が金を出すのはわかるけれども、加入勧奨は、いくらい制度かもしれないけれども、ある意味では余計といえば余計ではないか。国としても金はないのだ、そういった部分についてはご自分たちでやったらどうですかということで、徐々に国からの資金が削減されてまいりました。また、運用そのものにつきましても、運用するためのコストというのは、いろいろ手数料とか、当然かかります。そういったものも、結局はお客様に還元されるんだから、国がそれを持つのもおかしいではないかというので、徐々に財務省からの査定で、切り詰められてきている。そういった部分を運用益の一部を使って埋めざるを得ないということでございませぬ。

そういうことでございますので、特にルール書のようなものがあって、ここからここまでは必ずこうしなさいというような規則とか、何とか令が決まっているわけではございませぬ、そういう形で徐々に切り込まれてきているというのが実際でございます。

それから、4つの制度でございますが、まさにご指摘のように、4つともが、これは法律上、ま

ず、区分経理をしなさいということになっているわけでありますが、ただ、区分経理をしても、確かに合同運用なりはできるではないかというご指摘かと思えます。私どもも、実はそういう問題意識というのは持ってはいるのですが、ただ、まず1つは、この制度そのものが、ご存じのように来歴がかなり違っておまして、もともとは4つの組織がばらばらの状況からスタートしている。それで、特に小さい林退、清退のほうは、規模的にも140億とか70億という規模しかございませんので、大きいところと合同運用したほうがいいのではないかということ、私も申し上げることもあるんですが、実は、ご存じのように、釈迦に説法でございますけれども、こういう林業をやっているところは、もともとは林業をやっている小規模事業者たちがまず集まって、その人たちの過半数が集まって、そこを転々とする期間労働者に対して、1個をやめたからといって、結局、同じ業態で働いているんだから、退職金を、それをずっと通算しようということから始められて、結局、業界の人たちの大多数がそこに集まって運営してこられたということがあるものですから、今でも、こういう林退にしましても建設にしましても清酒にいたしましても、そういう業界の人たちが、運営委員という形で、ご意見番のような形で入っておられます。

そういう方々に申し上げても、自分たちの独立性というものが非常に重要なものであるということをおっしゃいまして、そうはいつでも合理的な場合も随分ありますよということも申し上げるんですけども、現段階では、なかなかご理解をいただけないというのが現状でございます。

○ 縣臨時委員

給付型か拠出型かということは、議論を継続すべきだと思います。

事務費の補てんについては、文書で方式を明確に説明されたほうがよろしいと思います。

3点目は、ちょっと私の説明が悪かったと思いますが、あわせて運用するというのではなくて、管理上統合して行くことは可能ではないかと申し上げたわけです。つまり、組織構造として、この法人は事業本部制をとっております。しかし、管理上は事業本部制をとらなくてもいいのではないかと。統合管理することによって合理化ができるのではないかと申し上げたわけです。

ですから、この点、最適化の上、どのようにお考えなのかは、また、いずれ文書でご回答いただければと思います。本日はもう結構です。

○ 富田分科会長

1点だけ伺いたいたんですけども、最後に、国からの財政支出で補助金のご説明があったんですけども、これは、中小企業退職金共済の場合は、最初の1年間だけ5,000円が上限で掛金補助だとお話があったんですけども、今日の冒頭、ご説明があったように、特に、建設業退職金共済は、期間雇用ということですよ。そうすると、テクニカルに難しい面もあると思うんですけども、ここに出ておる数字、例えば、中小企業退職金共済に64億、建設業退職金共済関係に15、6億円が補助金で出されているということは、この年には新規雇用がこれだけ発生するということなんでしょうか。

○ 青木労働基準局勤労者生活部長

新規云々ということで、まず、中退をベースに申し上げますと、新規の場合のみ、5,000円を上限に、1年間に限り、半分を補てんするというのが1つあります。

それと、例えば、今まで5,000円だった人が掛金月額を増額する場合、その場合には増額分の

3分の1まで、それをまた1年間だけ、もちろん上限はございますけれども、行うという増額分の補てんというの含まれます。

それから、期間雇用の人に対して1年間分保障するというのは難しいではないかというのがございますけれども、これは、まさに手帳の中に、例えば、建設業でいいますと、最初に渡します手帳に、これは250日働きますと1年間ということに換算されるようになっているわけですが、そこに50日分、既に支払い済みという判が押してあります。実はこれを、例えば、最初の4日間働かして、ずっと証紙を貼っていきまして、5日目になると、事業主さんがそこに検印というのを押します。そうすると、5日目は、事業主さんはそこを払わなくてもよいという形になって、その手帳をずっと持って、その業界をめぐるわけでありまして、2冊目からになりますと、支払い済みという50日分の判が押してない手帳を渡されますので、それ以後は補てんがない形になり、期間雇用される人たちも、その手帳を常に持ち歩いていただくという形で解決してございます。

○ 富田分科会長

そうしたら、あんまり不正給付ということは、国民として心配なくていいと理解していいですか。

○ 青木労働基準局勤労者生活部長

ええ。これは全くご心配に及びません。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、勤労者退職金共済機構については、ここで一旦議論を打ち切らせていただきます。

本日、ご説明いただきました皆さんにおかれましては、ご多用の中、ご協力をいただき、ありがとうございました。

当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえまして、今後、主要な事務・事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思いますので、引き続きご協力のほど、よろしく願いいたします。

また、本日は、時間の関係で十分なお質問等ができなかった委員がおられるかもしれません。その場合は、後日、事務局を通じて照会したり、必要に応じワーキンググループで再度ヒアリングをお願いしたりすることがありますので、その際には、ご対応方、何とぞよろしくお願いいたします。

厚生労働省の皆様方にはご退席いただきまして結構でございます。ありがとうございました。

それでは、ここで10分間程度休憩をとりたいと思います。開始は3時といたしましょう。

( 休 憩 )

○ 富田分科会長

それでは、時間になりましたので再開いたします。

文部科学省所管4法人の業務の概要につきまして、ヒアリングを行います。

本日は、文部科学省、尾山部長をはじめ、ご担当の皆様にお越しいただきました。

まず、日本芸術文化振興会の業務の概要について10分程度でご説明いただき、その後、質疑応

答を行いたいと思います。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○ 尾山文化部長

文化庁文化部長をしております尾山と申します。隣は、芸術文化課長の清水でございます。

まず、日本芸術文化振興会について、資料2-1に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

1 ページ目をお開きいただきたいと思っております。

まず、我が国の文化芸術振興施策と日本芸術文化振興会の関係についてでございます。

平成13年に、文化芸術振興基本法が制定されまして、そこでは、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するということで、文化芸術の振興に関する基本的な方針を政府が定めるということが決定されているところでございます。

現在の基本方針では、そこに掲げてございます6つの重点事項がございます。

1つ目は、人材育成。2つ目は、日本文化の発信及び国際交流の推進。文化芸術活動の戦略的支援。地域文化の振興。子供の文化芸術活動の充実。文化財の保存及び活用の充実ということでございますが、日本芸術文化振興会は、これらの文化芸術振興施策の重点課題に密接にかかわる施策を実施している独立行政法人でございます。

すなわち、右側でございますように、振興会の目的は、芸術活動等の振興・普及、伝統芸能の保存・振興、現代舞台芸術の振興・普及を図り、文化芸術の向上に寄与するということでございますが、この目的に資するために、大きく分けて、そこがございます5つの事業を実施しているところでございます。

1つは、芸術文化活動に対する支援。伝統芸能の公開。現代舞台芸術の公演。伝統芸能伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家の研修。伝統芸能、現代舞台芸術の調査研究等ということでございます。

2 ページ目をご覧くださいと思います。ここから順次、日本芸術文化振興会が行っております事業について、ご説明させていただきたいと存じます。

まず、芸術文化活動に対する支援でございます。「すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術団体等が実施する活動に対し必要な援助を行う」ということが中期目標に規定されているところでございます。

日本芸術文化振興会では、大きく2つの事業によりまして、この役割を果たしているところでございます。

1つは、芸術文化振興基金でございます。平成2年3月に設置され、平成2年度から事業を開始しているものでございます。国民が文化芸術に親しむ機会を充実するための諸活動を振興することを目的といたしまして、その安定的な財源を確保するということで設置されているものでございますが、政府の出資金が541億円、民間の出捐金が112億円ということで、現在、653億円の運用を行い、その運用益を文化芸術団体・文化施設等に配付しているところでございます。

支援の内容でございますが、17年度の実績は約14億5千万円ということで、主に助成している対象について申し上げますと、現代舞台芸術の創造・普及活動、映画の制作活動、アマチュア等の文化団体活動、伝統芸能の公開活動、文化財の保存活用活動といったものでございます。

それから、もう一つ、舞台芸術振興事業というものがございまして、これは、運営費交付金を財源といたしまして、音楽、舞踊、演劇の3分野において、我が国の舞台芸術の水準向上に資する公演活動を支援しているというものでございます。

基金が、主として普及活動、すそ野を広げるという役割を果たしているのに対しまして、この舞台芸術振興事業につきましては、我が国の舞台芸術の水準の向上を図るという目的を有しているものでございます。

文化庁は、文化芸術活動を行う団体の能力に着目し、そのトップを高める、牽引役となる団体の文化芸術活動を支援しておりますけれども、振興会におきましては、個々の公演活動の創造性に注目いたしまして、こうした支援を行っているところでございます。

中期目標に掲げた項目といたしましては、交付事務のスピードアップ、国、地方公共団体における芸術文化振興のための取組との連携ということを行っておるところでございますけれども、その下に掲げてございますような取組を行っているところでございまして、一定の成果を上げておるところでございます。

次に、3ページ目をご覧くださいと思います。

伝統芸能の公開・現代舞台芸術の公演についてでございます。

まず、伝統芸能の公開でございますけれども、伝統芸能の保存振興を図るため、伝統芸能を古典伝承のままの姿で公開することに努めておるところでございます。

歌舞伎、文楽、能楽、組踊等の沖縄の伝統芸能、演芸、これらが主なものでございまして、そこに掲げてございますような、国立劇場本館等でその公開に努めておるところでございますが、それ以外にも、舞踊、邦楽、雅楽、声明、民俗芸能の公開等も行っておるところでございます。

特に、能楽、文楽、歌舞伎につきましては、世界無形資産の登録を受けているところでございまして、その保存のための行動計画にも、国立劇場等の活用を行うということを記しておるところでございます。

現代舞台芸術の公演についてでございますけれども、国際的に比肩し得る高い水準のオペラ、バレエ等の芸術を創造し、その成果を広く内外に普及・発信していくための拠点として、新国立劇場を設置しておるところでございます。

新国立劇場がこのような役割を果たすために、芸術監督を中心といたしまして、学芸及び制作スタッフが公演の企画・制作を行い、芸術的責任を負っていくことは不可欠でございまして、世界各国の国立劇場もあまねくこのような組織体制を整えているところでございまして、自主制作という公演を重視した取組を行っているところでございます。

こうして制作をした舞台につきましては、そこにございますように、入場料を可能な限り低廉にいたしまして、広く国民が芸術を鑑賞する機会の提起を図っているところでございます。

伝統芸能を古典伝承のままの姿で公開することにつきましては、名場面の上演だけでなく、話の発端から結末までを上演いたします通し狂言の実施でございまして、途絶えていた演目の復活上演の実施などに国立劇場は努めておるところでございます。

国際的に比肩し得る高い水準の現代舞台芸術公演につきましては、そこに、オペラ、バレエ、ミュージカル、それぞれ1例ずつ掲げているところでございますけれども、いずれも高い評価をいただいているところでございます。

また、新国立劇場におきましては、新作と再演のバランス等に配慮し、レパトリーシステムの定着に努めておるところでございますけれども、毎年、オペラについては6本、バレエについては

3本程度の新制作を行い、これらのレパートリー化を図っているところでございます。

また、青少年等を対象とした伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演につきましては、青少年向けの各種鑑賞教室に加えまして、最近では、社会人をターゲットといたしましたさまざまな事業を展開しているところでございます。

次に、4ページ目をご覧いただきたいと思います。

伝統芸能伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家の研修ということでございまして、まず、伝統芸能伝承者の養成につきましては、国として、伝統芸能の保存・振興を図るためには伝承者の養成が不可欠だということから、そこに掲げています、歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽、組踊につきまして、右側でございますような養成事業を行っておるところでございます。

なお、歌舞伎の幹部俳優、能楽のシテ方につきましては、家の芸の継承という観点から、家元において師弟の教育が別途行われているところでございます。

現代舞台芸術の実演家の研修につきましても、水準の高い舞台を制作するためには、すぐれた実演家の養成が不可欠であるということで、オペラ研修所、バレエ研修所、演劇研修所を設けまして、高度な研修を体系的なカリキュラムによって実施しておるところでございます。

修了生の活動状況でございますけれども、一番下に書いてございますように、歌舞伎俳優の27.2%、これは名代、名代下を含めての数字でございます。歌舞伎音楽の竹本については74.2%等々の率の養成を行っておるところでございます。

また、現代舞台芸術の実演家の研修につきましても、オペラにつきましては、1期生から5期生の23名中19名が新国立劇場のオペラ公演に出演いたしております。

また、バレエにつきましても、1期生、2期生15名中12名が新国立劇場バレエ団に所属しておるところでございます。

次に、伝統芸能、現代舞台芸術の調査研究等についてでございますけれども、この調査研究につきましては、それぞれの舞台の制作に資するという目的を持って実施しているところが1つの特徴になっておるところでございます。また、上演の資料集、戯曲集、自主公演の映像記録なども収録いたしまして、公開を図っているところでございます。

最後に、その他の事項についてでございますけれども、振興会の業務の運営に必要な事項ということで、国立劇場本館、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場については、振興会が直営をいたしております。これは、国がこれらの伝統芸能を保存するということが国の責務であるという考えから直営いたしておるものでございます。

また、新国立劇場、国立劇場の運営につきましては、それぞれ財団に運営委託しておるところでございますけれども、新国立劇場につきましては、芸術家、芸術団体などの創意を最大限に取り入れた運営を図る、あるいは多元的な資金の導入を図るなどの運営を協力的に行うことが可能であるということから、運営委託を行っているものでございますし、国立劇場おきなわにつきましても、特に沖縄関係者の積極的な参画を図るということから、国立劇場おきなわ運営財団に委託を行っているところでございます。

○ 富田分科会長

それでは、ただいまご説明いただきました件につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでも発言願います。

○ 黒田（壽）臨時委員

ご説明ありがとうございました。

私のほうからは、助成業務についてお聞きしたいことがありますので、質問させていただきます。

まず、芸術文化振興のための助成事業として、振興会による助成業務と、文化庁が直接行っている助成業務があるわけでありますが、それぞれの目的は何であるかということと、せっかく振興会をつくって運営されていらっしゃるわけでありますから、これらの目的の違いはあるとしても、助成の希望団体は各助成に併願することが可能であるということになっておりますので、できれば一元化して、もっと効率のいい助成のあり方が考えられるのではないかと思いますので、この点についていかがでしょうか。

○ 尾山文化部長

まず、振興会が実施しております基金と舞台芸術振興事業についてでございますけれども、簡単に申し上げれば、基金は国民が文化芸術に親しむ機会を確保するということで、普及型の公演に対して重点的に支援を行っているところでございます。

また、舞台芸術振興事業につきましては、個々の公演につきまして、その創作性というものを審査いたしまして、我が国の芸術水準を向上させるものであるといったものに対して支援をしておるということでございます。

文化庁の行っております支援事業は、我が国のトップの公演事業、頂点を高めるということをおねらいとして、特に限られたものに対して重点的な支援を行っているところでございます。確かに、現状では、現代舞台芸術、伝統芸能、大衆芸能の3分野につきましては、一定の実績を有するトップクラスの団体に限りまして、文化庁と振興会の各事業に併願することが可能になっておるわけでございますけれども、これは、このような団体の多くが多様な性格の事業を行っているためでございます。審査の結果によって、事業内容が、重点支援事業よりも舞台芸術振興事業や基金にふさわしいと判断される場合もあるということが、その理由になっておるところでございます。

今後、見直すべきではないかというご指摘でございますけれども、文化芸術の振興に関する基本的な方針におきまして、国が行う文化、芸術への支援については、中長期的な観点に立って、水準の高い活動への重点的支援と、その普及や地域性にも配慮した幅広く多様な支援とのバランスを図り、より効果的で戦略的な支援が行われるよう、支援方策について必要な見直しを行うということが書かれておまして、この見直しの中で検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○ 浅羽臨時委員

いろいろありがとうございました。私からは、新国立劇場のオペラ劇場、大劇場について少し教えていただきたいと思えます。

オペラ劇場ということで、せっかくすばらしい舞台があって、水準もかなり高いものが最近は出ているというようなご説明もされていたかと思うんですけども、その中で、どうしてもちょっと気になるのは、公演日程などを見せていただくと、かなり空いている日が多いなという印象を正直持ちます。本当にそれと比べるのが適切かどうかというのは正しいかどうかわかりませんが、ヨーロッパやアメリカの主たるオペラ座などと比べますと、公演の日数がちょっと少ないかなと思えます。

1つは、収入の確保。公演ですので、収入を確保するという観点。それと、独立行政法人の使命

であります、さまざまな文化の振興という両面から見ても、もう少し公演を増やせないかなと考えております。

そこで、2点、私なりに、それぞれあり得ないかなということを考えておまして、伺ってみたいんですけれども、1つは、レパートリーシステムの定着ということ掲げていらっしゃる、実際に再演の数も増やしてきていると先ほど説明いただいたんですけれども、当然、再演が増えていけば、舞台を使わなくてはいけなリハーサルの日数なども、新作に比べれば、当然、そんなに必要ではなくなってくるだろうと考えられますので、そうすれば、まず1つ、自主公演を増やせないのかなと思います。

もう1つ、自主公演だけでやるというのも、なかなか大変だろうと正直思いますので、それであれば、貸すということも考えられるのではないのでしょうか。従来もやられていらっしゃると思いますけれども、もう少し数多く貸すことも可能なのではないのかなと思います。

オペラ座の説明等を見せていただくと、4面の舞台を持っているとか、すばらしい、日本でも最高の、ヨーロッパでもなかなかないぐらいの舞台装置もありますから、例えば、土曜日なんかですと、昼と夜、別に公演するとか、あるいは、日曜日にリハーサルが入っているところがあるんですけれども、どうしてもリハーサルが必要なときも当然あるかとは思いますが、ただ、そういうときに別のものを貸すとか、日曜日でしたら昼間とか、そういうようなことを工夫することによって、自主公演以外の、貸すというようなことも増やせないのかなと。この2点について、公演を増やすということで可能ではないのかなと思っているんですが、そちらについて教えていただきたいと思っております。

あと、もう1つ、これはデータをいただくだけです、今日お答えいただかなくていいんですけれども、新作と再演の両方、それぞれで有料入場率がどれぐらい違うのかということをお教えいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### ○ 尾山文化部長

まず、1点目についてでございますけれども、自主制作の公演を増やせないかというところがございます。これは、気持ちとしては非常に増やしたいということでございますけれども、もうご説明するまでもございませんが、オペラというのは大変大規模な総合芸術活動でございます、この制作をすべて入場料で賄うということは不可能でございます。これは、どこの国立劇場もなし得ていることではございません。

したがって、公演数を増やすということになると、どこからいろいろな財源を持ってこないといけないということになるわけでございますけれども、現在の運営費交付金の状況では、現在の程度の公演数がぎりぎりのところかなといったことを考えておるところでございます。

貸し劇場にしてはどうかということでございますけれども、オペラで言えば年間6公演、バレエで言えば3公演自主制作しておるわけでございますけれども、これはオペラ劇場を実際に使っていて、入念な稽古をしておるわけでございます。その結果を国民の皆様にお見せしているということでございまして、そういう稽古に要する時間、舞台の仕込みの時間、公演の日数ということでいきますと、限界というのが現状でございます。

貸し劇場の日数も合わせますと、稼働率は100%ということでございますけれども、ご指摘のように、稽古を合理化することによって、もっと劇場を貸すような日数がとれないか、さらに検討してまいりたいと考えておるところでございます。

新作、再演の有料入場率についてのデータのお話がありましたので、後ほど、事務局を通じて届けさせていたいただきたいと思いますが、一般論で言えば、やはり新作のほうが有料入場率が高い傾向があるかと思っております。

○ 浅羽臨時委員

今のデータで、もっとちゃんと申し上げればよかったんですけども、直近だけでなく、最近の推移もあわせてお願いいたします。

○ 尾山文化部長

かしこまりました。

○ 河野臨時委員

現代舞台芸術の研修制度についてお聞きしたいと思います。

この種の研修は民間の研修所でも行っていると思うんですが、国費を投入して、この研修を行う理由はどういうところにあるのかということであります。民間と競合しているのではないか、あるいは、民間ではできないのかということでもあります。

次は、こういう研修を行う目的、研修を行う政策目標というのはどういうところにあるのかということです。さらに1、2あります。いただいた資料の4ページに、研修生の行き先が出ております。例えば、バレエでは、国立劇場バレエ団に所属している人が多いんですが、これから毎年出ていくと、全部抱え込むというわけにはいかないと思いますが、修了生の今後の行き先といいますか、見通しについてどうお考えなのか。それと非常にかかわっているんですが、国費を投じて研修をしているわけですが、その効果というのをどういうふうにお考えなのか。

以上、4、5点ありましたけれども。

○ 尾山文化部長

先ほど、冒頭申し上げましたように、人材の養成というのは、文化施策として大きな柱の1つでございますし、特に、文化芸術の振興に関する基本的な方針では重点事項の1つに掲げられておるところでございます。新国立劇場における研修は、国にとりましても重要な施策の1つという位置づけをしております。

確かに、オペラで言えば、二期会ですとか藤原歌劇団なんかでも養成なさっていらっしゃるわけですが、新国立劇場で行っている養成につきましては、そういうさまざまなところで音楽大学の卒業生、民間オペラ団体の歌手養成所の出身者等から、ひととき優秀な才能を持つ人材を選定しているところでございます。

また、研修につきましては、国内外の最高水準の指導者によりまして、世界的に通用するプロとして、必要な技術の習得を中心に実践的な指導を行っておりまして、国内随一のオペラ歌手養成機関と言っても差し支えないものと考えておるところでございます。

こういう国立劇場でオペラ歌手を養成する例といたしまして、例えば、イギリスのロイヤルオペラハウスでございますとか、イタリアのスカラ座、あるいはパリのオペラ座、メトロポリタン歌劇場などでも行われているところでございまして、こういう世界的に通用するようなトップの人材を養成するということは、国立劇場の1つの重要な役割ではないかと考えております。

その成果につきましては、お手元にお配りしております資料で記しておるところでございますけれども、例えば、オペラで申し上げますと、1期生の林美智子さんという方がいらっしゃいますけれども、この方は二期会で、「ばらの騎士」のオクタヴィアンですとか、「フィガロの結婚」のケルビーノ、あるいは、「皇帝ティトの慈悲」のセストなど、主役を歌っていらっしゃいますし、また、中村恵理さんという方などは、新国立劇場の「フィガロの結婚」のバルバリーナ、あるいは、「イドメネオ」のイーリアなど、やはり主役に匹敵するような役を張っていらっしゃるところでございまして、今後、徐々にまた、そういうすぐれた歌手が登場してくるものと思っているところでございます。

また、バレエにつきましても、1期生、2期生15名中12名が、新国立劇場バレエ団に所属しておりますが、このうち、1期生の3名が既に主役を踊っておるところでございますし、また、2期生につきましても、3名が今後主役を踊る予定になっておるところでございます。かなりの成果が上がっているものと考えているところでございます。

○ 河野臨時委員

研修に当たって、トップクラスを新国立劇場が抱えるという話ですが、これは民間の団体とバッティングというか、競合するというような、そういう問題は起こってないのでしょうか。

○ 尾山文化部長

それは、この研修所が発足するときから、そういうものとして位置づけてやっておるものでございます。

○ 布野臨時委員

1つ、ちょっと細かい点ですが、6ページのその他事項でございますけれども、業務運営を振興会が直接やられている左側と、業務委託の右側ということがございまして、私は、業務委託というのは専らコストダウン的な要素が大きなメルクマールとして、こういうことをされているのかなと思っておったんですが、右側の業務委託のところには、若干のインセンティブは書いてあるんですが、コストダウン的な評価というのはあまり書いておりませんが、左と右とはどのように違うのでしょうか。右がこういう趣旨でできるのであれば、左もむしろやれることもあるんじゃないか。要するに、使い分けといいますか、いろいろな因縁があるのかもしれないんですけども、ここら辺のところ、コストダウンという位置づけからいけば、むしろみんな運営を外に、ただ、この運営の範囲が、これを見るとちょっと違うなと思ったりしたんですが、そこら辺のお考えを教えてください。

○ 尾山文化部長

ちょっと因縁みたいなことをまず申し上げたいと思いますが、当初は、日本芸術文化振興会は、特殊法人国立劇場というところからスタートしておりまして、その際に、伝統芸能を保存するのは国の責務だということで、国みずからが保存するというので、直営という形をとっておったわけでございます。

その後、平成になりまして、新国立劇場というものを国立劇場が設置・運営するということになったときに、当時も特殊法人は定員問題というものがございましたものですから、やはりそういう

ことからしても、特殊法人が直営するという事はできないという事情はございました。

また、もちろんそれだけではございませんで、やはり伝統芸能を保存するという事ではなくて、いろいろな芸術家の方々の創意工夫を活かしていくというようなことが必要だということで、国から少し離れたような形をとるということで、新国立劇場運営財団というものを特別に、芸術関係者、財界関係者のご協力をいただき、つくりまして、そこがいろいろな自発的な自主制作活動を行うという形で、こういう形をとったものでございます。

沖縄につきましても、新国立劇場運営財団の実績があるものですから、また、ここは特に、沖縄関係者の積極的な参画を図らなきゃいけないということもございまして、新国立劇場運営財団の形を1つのモデルとして、また、こういった形で業務運営をさせていただいておる、こういうことでございます。

○ 富田分科会長

ほかの独立行政法人、こうした施設だとか設備の管理運営ということについて、より効率的に行うという観点から、アウトソーシングしている場合が非常に多いわけですが、その点、極論すれば、業務の全面委託ということも含めて、外部委託を拡大すると。つまりは、一層の経費削減ということをご検討いただきたいというのが趣旨であります。

つまりは、巨額の政府出資、それが生み出します運用益。加えて、毎年100億円を超える運営費交付金、さらには一部補助金もあるということについての実態が、果たして世間の通念からしてどうなんだろうかということ懸念するわけでございまして、そういう点も含めて、ご検討いただきたいということでございます。

ほかにかがでございましょうか。

それでは、時間の都合もありますので、日本芸術文化振興会につきましては、ここで一たん議論を打ち切らせていただきます。

本日、ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力をいただき、ありがとうございました。

続きまして、日本スポーツ振興センターの業務の概要について、ご説明を伺います。

○ 石野スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括官

文部科学省のスポーツ青少年局の総括官をしております石野と申しますけれども、日本スポーツ振興センターにつきましてご説明させていただきたく思います。

○ 富田分科会長

恐れ入りますが、10分程度でご説明をお願いいたします。

○ 石野スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括官

お手元に、「日本スポーツ振興センターについて」という資料がございますが、1ページ目をご覧くださいと思います。

このセンターの目的・業務について、1ページから2ページについて整理させていただいておりますけれども、このセンターは大きく分けると、スポーツの振興、さらに児童生徒等の健康の保持増進という2つの大きな目的・業務を行っておりますけれども、スポーツの振興につきましては、

1 ページ目にご覧いただきますように、国立競技場の運営、さらに、スポーツの普及・振興に関する業務といたしまして、千駄ヶ谷の霞ヶ丘競技場、代々木の競技場の管理運営等を行っております。

2 つ目に、国際競技力向上のための研究・支援業務。これは、北区の西が丘でございますが、国際競技力向上のためにスポーツ科学・医学・情報分野の研究と支援といった体制をとる必要があるという政策の観点から、国立スポーツ科学センターが設けられまして、オリンピック選手等の支援を行っておるとい点がございます。

さらに、国際競技力の観点から、総合的なトレーニング拠点施設を国として整備を進めておりますけれども、このナショナルトレーニングセンター中核拠点施設として、2 の 2 行目に書いてございますが、この 1 月からは屋外トレーニング施設が充足しておりますし、さらに、現在、引き続き屋内のトレーニング施設等の建設を行っているところでございますけれども、このトレーニング施設の中核拠点の管理運営という国際競技力向上のための業務を行っております。

3 つ目に、スポーツ振興のための助成業務でございますが、3 つの財源がございます。

1 つは、スポーツ振興基金。国出資 250 億、民間出せん金 44 億、合わせました 294 億円の運用益をもとにしたスポーツ活動への助成。さらに、競技強化支援事業ということで、国からの交付金を日本スポーツ振興センターに出しておりますけれども、各競技団体の行う強化合宿等への支援を行っております。

3 点目に、スポーツ振興くじの収益からの資金をもとにいたしまして、地方公共団体、あるいはスポーツ団体へのすそ野の広がるための助成ということを行ってきておるといところでございまして、18 年度実績は、括弧内にあるような、約 5 億、5 億、1 億といった状況でございます。

2 ページ目をご覧くださいませでしょうか。18 年度助成実績ということで、それぞれの基金、運営費交付金に基づきます事業助成、くじ助成の内訳でございます。

さらに、このスポーツ振興くじ助成の収益を出すために、2 にございますが、スポーツ振興投票という事業を、法律に基づきまして、日本スポーツ振興センターが実施主体として今行っているという状況でございます。

2 の後半でございますが、センターの主な業務のもう一つの柱といたしまして、児童生徒等の健康の保持増進といった観点で、特に、災害共済給付ということで、小学校、中学校、高等学校等、全国の約 1,800 万人を対象にいたしました学校管理下での災害に対する共済給付を行っております、年間に約 216 万件の件数を実施しておるといところでございます。

また、この災害共済給付等のデータ、情報等をもとにしながら、学校安全、あるいは食、衛生管理等に関する各学校の支援といったことをセンターとして行っておるところがでございます。

3 ページ目をご覧くださいませと思いますが、3 ページから 6 ページにかけまして、日本スポーツ振興センターの第 1 期中期目標期間、平成 15 年 10 月からの改革の推進状況についてご説明させていただきます。

まず、1 点目に、国立競技場の管理運営業務の効率化といった観点から、外部委託の推進、さらには組織のスリム化という 2 点から取り組んでございまして、民間委託につきましては、上のほうの〇の内に書いてございますように、日程調整等の基幹的業務を除きます外部委託について、積極的な外部委託の推進を進めてきておるとい状況が右のほうの記述でございますし、また、これに合わせまして、組織のスリム化といった観点から、国立霞ヶ丘競技場と代々木競技場の業務運営組織を統合した形にしております。このような中で、経費の節減及び職員数の削減という点に努めてきておるといところでございます。

次に、4ページ目でございますが、災害共済給付事業の効率化といった観点から、2点実施しております。

1点は支部組織の再編でございますが、左の下に書いてございますが、平成17年4月に支部組織を、従来、47都道府県支部を設けておりましたが、ブロック別の6支所に再編いたしまして、職員数の削減、あるいは、逆に、都道府県等への業務の質の向上といった点に努めております。

また、さらに右のほうに、災害共済給付につきまして、オンラインシステムの導入を図っております。平成17年4月請求分から導入いたしまして、平成18年段階では216万の給付数のうち、約66%はオンラインシステムによる請求になっております。こういった形での効率化に努めておるといふ状況でございます。

5ページをご覧くださいと思いますが、スポーツ振興投票事業の点が大変大きな課題になっておりますけれども、平成13年度から全国販売をし、当初は643億円という売り上げがございましたが、徐々に売り上げの減少に伴いまして、スポーツ振興投票事業による十分な収益が出せないという状況が起こってきておることを踏まえまして、事業の運営方式の転換、あるいはコスト構造改革等を平成18年シーズンから行っております。第1期のりそな銀行等への一括委託方式から、第2期には、スポーツ振興センターの直営、さらに、その中にtoto経営管理室という民間の経営経験者が入った形での民間手法、ノウハウの活用により、直営によって行うという点とともに、第1期の際に損益分岐点が約400億円を超えるという状況の中から、第2期、損益分岐点が約半減するといった形でのコストの構造改革を行った上で、今進めておるといふ状況でございます。

6ページ目を、ご覧くださいと思いますが、運営方式の改善、コストの構造方式の改革とともに、売上高を向上するために、新しい商品の開発、あるいは販売方法の多様化といった形で、ここ2週間程度、かなりマスコミ報道等もされましたけれども、高額当選くじBIGの発売等を進めておりますし、また、販売方法につきましても、従来、特約店という対面方式の販売だけでしたけれども、インターネット販売の促進、あるいはコンビニでの販売といった形で、青少年の健全育成の面にも配慮しつつ、販売方法の多様化といった形で、売上高を確保し、その中でスポーツ振興助成の財源を確保するという取組を進めてきております。

7ページ目でございますが、これは、これまでの取組状況を踏まえまして、今後の改革の方向として考えておるものを整理させていただいておりますが、国立競技場等の管理運営といたしましては、さらなる効率化による経費の節減。一方で、国立競技場等の多様な施設の利活用を図ることによって、どう自己収入をさらに確保していく努力をするかといった点を考えております。

さらに、災害共済給付事業につきましては、オンラインシステムの導入、先ほど、66%という状況を申し上げましたけれども、その利活用の一層の推進を図ることによって、この災害共済給付事業の迅速かつ効率的な運営を進めていきたいと考えております。

さらに、スポーツ振興投票事業につきましては、現在進めております業務運営の効率化、あるいは売り上げ向上による努力の中で、財務内容の健全化とともに、助成財源の安定的な確保を図る努力を引き続き進めてまいりたいと考えております。

8ページ目は、主要事業別の人員、支出、収入等ですので省略いたしますが、1点だけ、このスポーツ振興投票事業でございますが、これはくじ事業の中で経費を見ていくということで、従来から運営費交付金等は一銭も支出されていないという現状になっております。

9ページ目が、現在のセンターの組織図でございます。

以上、走り走りになりましたけれども、資料について説明させていただきました。よろしくお願

い申し上げます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました日本スポーツ振興センターの業務の概要につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもお願いします。

○ 黒田（壽）臨時委員

ご説明ありがとうございました。

日本スポーツ振興センターで、特に重点的にやっておられますスポーツ振興のための助成財源、いわゆるスポーツ振興くじについてご質問したいと思うんですが、ここ2、3日、大変新聞もにぎわしておりますし、それに対する最大の売り上げがあったという報道もあるわけでありますが、そもそも、このスポーツ振興くじによって、スポーツ振興のための助成財源を得るということでやっておられたんだろうと思うんですけれども、今までの繰越欠損金を見ますと、大変大きな額になっているわけであります。もともと、これだけの欠損金を出すのを、くじをやらずに、直接支援事業に回していたら、もっと効率がよかったのではないかなと今になって思うわけでありますけれども、財源の確保といいますか、このくじのあり方、これについてどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。現在、t o t oの事業によって助成されました額がどれくらいになってきているのか。時系列的に、これは後ほどで結構ですが、お示しをいただきたいと思ひますし、今後、収支の見通し、そういうものがどう変化すると観測されているのか、その辺についてお聞きしたいと思うんです。

○ 石野スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括官

今、委員からご指摘ございましたように、このスポーツ振興くじ事業、スポーツ振興助成の財源確保を目的として、法律がつくられて、事業を実施してきております。その助成財源を十分確保できたかどうかという点ですけれども、平成13年度から全国販売し、当該年度の収益から翌年度の助成に回すということになっておりますが、これまでの助成を見ますと、14年度に58億ございましたけれども、それ以降、24億、5億、2億、1億と下がってきております。結果として、現在までに約90億円の助成をスポーツ団体及び地方公共団体にしてきておるという状況がございます。

さらに、法律上、収益の中の3分の1は国庫納付するという規定になっておりまして、約45億円国庫納付してきておるという状況がございます。

今、多額の繰越欠損金がある中でどうかというお話がございました。先ほど、資料説明の中で申し上げましたように、くじ事業の売り上げの中から経費を見ていくということではしてきております。したがって、この90億円について行う事業のために、これまで税金を一銭も使ってきてないという事業の中で助成財源を確保してきたということは、まず1点、強調させていただきたいと思ひます。

他方、この事業で、残念ながら繰越欠損金が多額に出ているという状況については、私どもとしては、財務内容の改善をどう図っていくかという点について、大変厳しい考えでおります。

これは、昨年9月に日本スポーツ振興センターの中期目標を変更いたしておりますし、それに基

づいて、センターの中期計画も改定されております。その中で、この繰越欠損金を計画的に減少していく目標を数値的に設定し、その繰越欠損金の計画的な減少を、私どものほうの独立行政法人の評価委員会として、毎年きちっと厳格に評価していただくという形で、このくじ事業の財務内容の改善を図るためのルール設定を、独立行政法人の評価という中に組み込ませていただいておりますし、その方向で財務内容の改善を図っていくべき、センターのほうに最大限の努力を促しておるという状況でございます。

あと、収支の見直しのご質問がございました。これは、第1期、17年度まで金融機関に委託方式でやっておりましたときには、当初、くじ事業が発足するときに、大きな市場規模があるのではないかという観点からの経費構造でございましたが、第2期、18年度からはさらに絞った形での経費構造になって、今、動かしてきております。

約200億円前後の売り上げの中で収益を出していく方向での検討をさせていただいております。18年度につきましては、センターのほうの中期計画では約221億円の計画を出しておりますけれども、これまでの売り上げ状況を見ますと、先週末までで、現在、141億円の売り上げになっております。これは、昨年と比較いたしますと、昨年在1年間で130億強という状況で、現在、シーズンの1年間の約3分の1の売り上げ回数をこなしたばかりでございますけれども、3分の1回数をこなした段階で、昨年1年間と同様の売上高を上げておるという状況でございます。この方向で、さらに売上高をきちっと確保することによって、収支バランスを出し、収益が出せるように、引き続きセンターのほうで最大限努力していただくという基本スタンスで考えております。

○ 黒田（壽）臨時委員

ありがとうございました。

いずれにしても、収支というのは非常に重要であります。そもそもが、スポーツ振興くじを始めるときの委託事業の甘さがあったんだろうと思うんですね。だから、膨大な委託費を払ってシステム開発をして、それで足かせになって引きずられているという感じを、私から見ると受けるわけです。

ですから、この辺について、18年度から見直しをされたということでもありますけれども、これにかかわるいろいろな借入金があったりということで、借入金には担保がついているということですね。そういうことになってきますと、ますます泥沼に入るような感じを受けないわけでもありませんので、十分な配慮をしていただきたいと思います。

○ 岡本臨時委員

今の点ですけれども、先ほど、第1期と第2期の運営方法が変わりますということで、第1期はりそな銀行に委託されていて、今期は直営方式でやると。そういったときに変わるのが、損益分岐点が半減しますというお話だったと思うんですね。こんな話ってあるんですか。損益分岐点が、何かを変えることによって半減するというのは、我々、民間企業の業務経営を見ていると、そんなうまい話があるのかなと思うんですね。それを、どのように文部科学省、あるいは大臣は、このセンターに指導されるんですか。

例えば、りそな銀行というのは、そんなにいいかげんな業務委託をするということで契約を結んでいたんですかね。だとすると、それはちょっと民間の市場を履き違えていらっしゃるのではないかなという印象を受けてしょうがないということが1点。

それから、200億円というのは、おそらくこの収益を上げれば、先ほど、黒田委員がおっしゃった累損が増えない、逆に言えば減らせるということだと思うんですけども、かつてのtotoの販売状況を見ると、確かに新しい商品が出たときには飛躍的に金額が伸びるが、3年ぐらいたつとすごく減っていると。今回は、BIGだと、BIGというのは、果たしてそういうふうな持続性のある商品開発をされたということ、例えば、中期目標、中期計画の中で担保されるのであれば担保していただいて、それができなかつたときには、どのように責任をとられるのかということ、あえてそこまで言われるのであれば、やっていただきたいと思うんですが、感覚的に、そのようなおいしくじというのがあるのかなと考えてしまいます。私ども、詳しいことはわかりませんが、今の新聞報道なんかを見ていると、従来は選ばなきゃいけない。ところが、今回、コンピューターで自動的に当たりが決まってしまう。その商品性がすごく支持されているような報道がされているんですが、文部科学省としては、どのように、今のBIGが売り上げ、あるいは国民に支持されているのか、分析されていて、それをどのように今後持続させようとしていらっしゃるのか。仮にそれがうまくいけば、おそらくおっしゃるように、年間200億というのはカバーできるかもしれないけれども、それほど甘いものではないんじゃないかなという気はしているんです。

そうすると、また3年後、同じ状況が起こってきて、果たしてどういう商品性なのかという議論がなされるのではないのでしょうか。もともと申し上げると、なぜ、このようなスポーツ振興の財源を3つに分けなきゃいけないのか。これは、あえて申しません。いろいろな事情があったときに聞いておりますけれども、そこを1回政策の中に入れて、文部科学省が責任を持たなきゃいけない立場になったときに、じゃあ、地方とか民間のスポーツ団体に助成をするというのは、ほかの2つと違う。だから、こういうようなスポーツ振興のくじでいかなきゃいけないということであれば、それをぜひ教えていただきたいと思うんです。

やっぱりその辺、先に事業ありきのような気がしていて、おそらくこういう事業は、単純に言ったら、廃止をしたほうが、将来、大きな繰越欠損に膨らまないという方向の中ではないのかと思ったりもするので、その点は、いかがなんでしょうか。あまりにも、この事業を前提にしているような気がしてしょうがないんですが、適切なご説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

○ 石野スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括官

ありがとうございます。幾つかご質問いただきましたので、答えが不十分であれば、またご指摘いただければと思います。

○ 岡本臨時委員

また後で資料とかで結構でございますので。

○ 石野スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括官

まず、運営費の半減のところですけども、これは、今も新聞報道等で一部されておりますけれども、第1期を行うときに、くじがどの程度の売上高が上がるかということで、くじ事業というのは、基本的な情報システムをどういう規模でどれだけつくるかというのが経費の固定的な部分、大変大きなシェアを占めておりますけれども、これが第1期のときには大変大きな状況の中で動いてきて、その売上高に伴うようなものが数字として出なかったということがございます。

第2期につきましては、情報システムについて、より今の実態に応じたような規模に修正した形での、2期は新しいシステムとして発足しておりますので、その部分の固定経費が落ちたということが最大の要因として、経費構造の変化がございます。ですから、第1期のものと第2期のものは、情報システムとしては全く別のものとして今動いているということによって、固定費の部分が落ちたという点でございます。

それから、このくじ事業につきまして、日本スポーツ振興センターの中の助成では、3つございます。これは当然、このくじ事業が発足するときに、我が国のスポーツ振興助成として、どのような競技力向上事業については、本当はトップレベルのところの選手、各競技団体の選手強化の支援と。基金によるところにつきましては、例えば、トップレベルの選手で各競技団体、あるいはJOCでAランク、Bランク、Cランク等をつけておりますけれども、そういうランクに応じた形での強化合宿等の経費。このくじにつきましては、一番大きなのは生涯スポーツ。例えば、各地域での校庭の芝生化とか、国民の幅広いスポーツ活動の支援につながるようなところを広げていきたいという理念がございました。そういう大きな理念の中で、対象を整理しながら進めてきておるといふ点がございます。

それから、今、岡本委員から、確かに商品性の話についてご質問がございました。私どものほうも、1つの商品を出したからといって、それが未来永劫続くかどうかというのはわからないというのは率直に考えておりますけれども、より魅力がある、あるいは購入者の方に、いろいろな市場調査をもとに支持していただけるような商品をセンターとして開発してきたということも事実でございますし、その開発努力を引き続き続けていくことが大事だと思っておりますし、そういう支援をさらに促していくということが基本だろうと思っております。

○ 岡本臨時委員

スポーツ振興はすべきだと思うんですね。今のご説明の中に、3つの財源方法は違いがあってもいいだろうというもの、ある程度理解できたとして、私が恐れるのは、これをすべきか、すべきじゃないかという判断、文科省さんとして、助成の振興、t o t o、それをやるかやらないか、どう判断されるかということなんです。一番恐れているのは、ずるずると商品開発を繰り返していったら、そのたびに新しい商品ができて、ただ、その前の段階には、おそらく赤字が積み上がってくると。そういう状況を繰り返すのは、やはりもう許されないのではないのかなと。そのときに、文科省さんとして、判断をどのように考えられるのかということをお聞きしたかったということです。

○ 富田分科会長

意見としてまずお聞きいただきまして、今日、時間も十分ありませんので、また再度ということになると思うんですけども。

○ 河野臨時委員

ただいまの意見に近いところなんですけれども、今のt o t oのくじは、そもそもは、6ページの「当たりやすいくじ」ということで、知的ゲームというようなことで始まったんじゃないかと思えます。

ところが、だんだん売れ行きが下がると、奢侈性の高い、あるいは投機的なものに商品開発がいくという方向へ来ているのではないかと思います。こういうことで、結局、始めたものはほとんど

ん続けなければならないというような状況に至っているのではないか。この商品開発にかかわる奢侈性の高いものを投入していくというようなことについて、どういうふうにお考えでしょうか。

○ 富田分科会長

もしお答えいただけるのであれば、簡潔にお願いします

○ 石野スポーツ・青少年局スポーツ・青少年総括官

今のも、BIGのお話かと思えますけれども、最高額のところが大変高うございますけれども、私は、振興くじは1週間ごとに売っていると。通常は、奢侈性については、例えば、公営競技のように、その場においてどんどんお金を出していくという状況ではないということもあって、私どもとしては、特に奢侈性に富んだ対応にはなっていないんじゃないかと考えております。

あと、1点だけ、岡本委員からお話がありました件ですけれども、私どもは、中期目標を昨年9月に改定いたしまして、このくじの財務内容の改善についてのルールということを設定させていただいて、私どもとしてもルールを設定した上での管理運営ということをしていく方針ははっきりしておるといっただけは報告させていただきたいと思えます。

○ 布野臨時委員

繰越欠損について、銀行団からお借りしているというところで、拝見してびっくりしたのは、そのときの金利が、変動金利なんですけれども、タイポープラスアルファ、スプレッドが1%を超えるような相当高いお金を借りておられる。まあ、4月以降はわからないんですけれども、私の知っている資料では、ということは、つまり、銀行って非常にリスクに敏感なので、かなりそういったことで、担保も入れておられて、なおかつ相当なスプレッドでということは、銀行団も、相当やりとりされたとは思いますが、ハイリスクであると認識しているというようなことの中で、担保をどんな感じで入れておられて、もし万々のとき、担保はどうなるかとか、もう今日は時間ありませんので、少しそういった銀行との関係も、差し支えない範囲で教えていただけたらと思えます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。今日は、時間の都合もありますので、日本スポーツ振興センターについては、ここで一たん議論を打ち切らせていただきます。

本日、ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力を賜りまして、ありがとうございました。

ちょっと時間が押しておりますけれども、ここで5分休憩をとりたいと思えます。16時5分より再開することいたします。

( 休 憩 )

○ 富田分科会長

それでは、時間になりましたので再開いたします。

理化学研究所の業務の概要について、10分程度でご説明をお願いいたします。その後、質疑応答を行いたいと思えます。

それでは、ご説明よろしく申し上げます。

○ 藤木大臣官房審議官

文部科学省の官房審議官をしております藤木と申します。よろしくお願いたします。

それでは、早速でございますが、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

2ページ繰っていただきますと、1ページ目、「独立行政法人理化学研究所の使命」という資料がございます。ここから説明させていただきます。

ご案内のとおり、理化学研究所は平成15年10月に設立されておりますが、そのルーツをたどると、大正6年、約90年前の財団法人理化学研究所の設立にまでさかのぼることができます。

その後、財団法人、あるいは株式会社、特殊法人という形態を経て、平成15年から現在の理化学研究所になっているわけでございます。職員数は約3,350名強でございます。

まず、理化学研究所の使命でございますが、左上に書いてあることでございますが、大学における研究がボトムアップ的に、研究者の自由な発想による知見の創造を行うといったことに対しまして、理化学研究所におきましては、むしろ国の科学技術政策を実施するという立場から、4点ほど書いてございますけれども、重要な研究開発分野への機動的・組織的対応を行うということが1つ。例えば、国の総合科学技術会議の答申、あるいは文部科学省の報告書等々を受けまして、重要な研究開発分野へ対応することが主でございます。中身は、また後で出てまいりますので、続けさせていただきます。

それから、多くの分野の研究者を融合しつつ、新しい研究領域の開拓や異分野融合へ挑戦していくという部分がございます。そして、3つ目の点でございますが、これは、平成18年度から国家基幹技術ということで、国の特に重要な政策に対応しているというところがございます。

4つ目といたしまして、理研の研究者を対象ということではなくて、日本全国の研究者を対象に、我が国で1つ整備するような、そのような大型のインフラについて、それを整備し、そして共用していくといったことを促進していくことを担っているわけでございます。

そのために、さまざま斬新な制度も導入しております、右に書いてございますとおり、任期制の導入、日本で初めて大規模組織的に任期制を研究機関へ導入した機関でございます。そして、流動性を確保して、かつ知的財産の活用、先ほども出てまいりましたが、大型研究施設の共用等のシステムを持っております。

そして、これによりまして、下に書いてある、当たり前でございますけれども、高度な研究成果、世界最高水準の研究といったところをしっかりと成果として出していくということでございます。

1ページ繰っていただきますと、もう少し中を見てもみますと、大体3つの分野がございます。1つが、未踏の科学技術領域の開拓、最先端の科学領域の開拓でございます。これは、比較的小規模なチームによる取組を行っておりまして、ここにも開かれたチーム編成、すなわち流動性、融合性というものを大規模に入れているということでございます。

2つ目が、目標達成指向のプロジェクトということで、こちらは具体的な目標を設定して、それを一定期間内で達成しよう、挑戦していくという部分と、体系的・組織的な、それに見合った組織をつくって取り組んでいくということでございますが、これも基本的に、すべて流動システムで対応するというものでございます。例は、下に書いてあるような例がございます。

そして、3つ目の領域として、先ほどの、最先端の研究インフラの整備と、日本全国の研究者への共用といった活動でございまして、これが下に、SPRING-8とかバイオリソースとか、そういった分野で、日本の研究者全体のために施設を整備し共用するといった役割を担っていると考えている

わけでございます。

次のページを見ていただきますと、もう少し外形的なところでございますが、まず、予算でございますが、左上の表に書いてありますが、トータルを見ていただきますと、現在、運営費交付金、施設整備費補助金、自己収入等で約700億円弱でございます。そのほかに、現在、平成19年度は、日本の研究者全体のために施設を整備・運営するといった趣旨で、それらの収入予算とは別の棒で書いてございますが、150億円弱、これら補助金を出しておるわけでございます。全体の傾向といたしまして、運営費交付金は、ここ数年で1割以上減少しております。

それでは、その一方で、下のほうを見ていただきますと、「外部研究資金の推移」というのがございます。これは、平成15年から18年まででございますが、この中に、実は競争的資金というのが含まれておりますが、競争的資金につきましては徐々に増えてきておまして、平成15年から18年に、これはデータはここに書いてございませぬけれども、42億円から51億円と9億円ほど増えてきているわけでございます。すなわち、運営費交付金を減らしていったら、競争的資金が比較的増えてきているという状況にあるわけでございます。

次のページを見ていただきますと、主な業務実績でございます。これから2ページにわたりますので、いろいろ成果が書いてございますけれども、一番最初に論文発表実績がございます。平成16年の論文発表数は2,295件でございます。中期計画そのものに発表数目標がございまして、1,820件と書いてありましたので、これは十分達成しているわけでございますが、多く出せばいいというものではございませぬので、そのうち質の高いもの、これは諸外国の研究者から引用される比率が高いものということで、高いほうから1%のうちに何件この論文が入っているかということで、115件でございまして、総数の約5%でございます。

この被引用数が高い文献を多く生産しているという、この5%という数字は、世界で、理研とほぼ類似の組織と思われまますマックスプランクや、フランスの国立科学研究センターを上回っておりまして、残念ながら世界1位ではございませぬ。ハーバードやMITにやや後れをとっておりますけれども、この7、8年、随分伸びてきておまして、1990年代末には2%程度でございましたので、そこから随分、独法化後、どんどん数字が伸びているものでございます。

そのほか、個別の成果もございまして、時間の関係がございまして、2ページ飛ばします。

6ページ目を見ていただければと思います。

ここは、先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、流動性の高いシステムを採用しているということでございます。全体職員数、定年制、任期制を合わせて3,300人強でございますけれども、その比率は約1対4でございます。特に、新しい研究領域に対応して、新しいプロジェクトを開始するといった場合には、この10年ほど、すべて任期制で対応するということをしております。

これによりまして、すぐれた人材を確保すると同時に、固定化した人事にしないといったところをねらっているわけでございます。その上に、幾つか、年俸制の導入とか、あるいは、若手に大幅に研究を任せる制度だとか、そういったのも多く導入しておまして、現在ではかなりの大学でも使われている制度でございますけれども、最初は理化学研究所で初めて導入し、それが広まってきたものが多いと考えております。

また、かなり流動性が高いということで、キャリアサポート、キャリアチェンジの支援等々にも大変力を入れているところでございまして、女性研究者が働きやすい環境を整備するといったとこ

ろにも力を入れているわけでございます。

次の7ページ目を見ていただければと思います。

成果の社会還元につきましても、最近では、理化学研究所に限らないと思いますけれども、大変重視しております。2年ほど前に知財戦略センターを設立して取り組んでおりますけれども、特に特許については、左下のグラフを見ていただきますと、実は平成18年度に出願数が数字としてかなり減っております。これは、成果が出なくて減ったというよりは、むしろ実現性の高い研究成果について厳選して出願するように変えつつあるということございまして、出願を厳選する、実施可能性の少ない特許は放棄するといったようなことで、全体としてスリム化を図りつつ重点化を図っているわけでございます。

また、特許化した成果については、実施化率の向上に努めるということで、右下の青い折れ線グラフがありますけれども、実施件数は徐々に伸びておりまして、現在、15%程度まで来ておるわけでございまして、中期計画で12%が目標でございましたので、それをかなり上回っているように努力しているところでございます。

そのほかに、産業との関係、あるいは理研ベンチャーをできるだけ多くつくっていきこうということにも努力しているわけでございます。

次のページを見ていただきますと、大型施設などの技術基盤の整備と活用、共用ということでございます。これ、先ほども申しましたので細かくは申しませんが、日本全体の研究者のためにインフラを整備し、提供するという役割でございまして、例えば、そこにバイオリソースにつきまして、理化学研究所がリソースを整備・提供しているということがございまして、動物、植物、細胞・遺伝子、微生物等々において、理研のセンターが世界三大拠点になっているところでございます。

そのほか、施設の共用等についても、下に書いてあるような施設が広く供用されてございます。

最後のページでございしますが、しかしながら、今後、理研も絶えず自己を見直していくということは当然でございますので、左の欄に、まず、効率化・合理化という観点から、今後の視点を3つほど書いてございます。

1つが、研究事業の重点化、効率化・合理化といったところでございまして、これはもちろん国際評価に基づく機動的な見直しを絶えずしております。理研全体として、外国ノーベル賞級の研究者が半数以上入り、議長も外国人の評価委員会を設置いたしまして、そこで絶えず評価をしていただき、見直しをしていくということがございます。

これまで、微生物系統保存施設、バイオリソースセンターが整備されたと同時に、これを廃止・統合いたしました。また、中央研究所とフロンティア研究システムというのは同じ和光にございますので、事務部門を統合しております。

中期計画期間中に、中央研究所や放射光科学研究センターにおいて、かなりの研究室を廃止してございます。放射光センターにつきましても、大きなプロジェクトが終了したことに伴い、大きな減があったものでございます。

また、硬直的な人事に陥らないシステムということで、そこに書いてありますような任期付、あるいは年俸制、業績実績評価等々を整備していくということでございます。

また、これ、一番上とも似たような話かもしれませんが、ミッションが終わった研究部門については整理・廃止するというので、これは任期付ということもございまして、一定の目標が達成した部分については、それを廃止し、新たなフェーズに移るなり削減するなりしていくとい

うこととございます。これによりまして、右のところ、これは書くまでもないかと思えますけれども、国の科学技術政策に機動的に対応し、我が国の先端研究基盤をつくって提供し、人材を育成していくというようなことに貢献してまいりたいということとございます。

○ 富田分科会長

それでは、ただいまご説明いただきました理化学研究所の業務の概要につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもご発言願います。

○ 黒田（壽）臨時委員

ご説明いただきまして、ありがとうございます。大体的内容はわかったわけではありますが、私から基本的なことについてご質問をさせていただきたいと思えます。

私も昔は、理研というのはすごいところだなという感じを持っていたわけです。やはり日本の根幹をなすような研究をやっておられると思ったんですが、最近はその顔が見えなくなっているような気がいたします。

もともと、大正6年に御下賜金によってつくられたものでありまして、戦後、株式会社になったのですが、特殊法人になった後の活動がちょっと停滞しているような気がしております。

特殊法人から独立行政法人に移行されたということでもありますけれども、理研がそもそも持っている役割というのがどういうところにあるのか。幅広い分野について、基礎的な研究、応用的な研究をやるんだということで、非常に幅が広い内容をやっているわけですが、最近では、任期つきの研究者を集めてプロジェクトを組んで、終わったら解散すると。そこで出てきた成果というのが、理研の成果としてあらわれてない。それぞれの集まった人の個人的業績として論文が発表されているということになっているような気がするんです。したがって、まとまった1つの固まりとしての業績が上がってきてない。昔ですと、これをまた応用して、いろいろな会社ができってきたわけでもありますけれども、そういうこともない。

基礎的な研究で世界的な業績が上がったかということ、そうでもない。論文の引用件数が多いというだけのことでして、これは個人の業績ということになって、理化学研究所の業績にあんまりなっていないという。そういうことで、理化学研究所そのものが非常に見えにくくなってきている。そのわりには膨大な予算がついているということでもありますので、やはり理研に求められている役割が何かということ。その役割を踏まえて、どういう活動をし、理研としてはどういう評価をしているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○ 浅羽臨時委員

今の黒田委員の質問と少し関連して、質問させていただきたいと思えます。

確かに、ご説明いただいたとおり、878億円、昨年度の予算ベースでというようなことですが、これだけあるということで、このうち、外部研究資金がかなり多くなってきているという話もされていますけれども、もともとすごく多いものに外部資金等が入ってきて、外部資金等があることを前提に組織などができているような気もしてしまうんですけども、そこについての文科省での見方がどうなっているのかということが1つ。

同時に、外部資金はいっぱい受けていて、中でも科研費など、すごく多くとられていらっしゃるわけですが、科研費がとられるということは、それだけ外部資金が得られている一定のレベルが

あって、それだけのものをとっているということ自体は、その面ですごくいいとは思いますが、一方で、個人ベースとか、あるいは、数人のグループ等でとられている科研費等が全面に出てくると、そもそも理化学研究所の組織としてやるべき研究というのが劣後する可能性というのはないのかなど。そんなこと、絶対ないと言われると、そうなのかもしれないですけども、ただ、どうもそういうふうにも見えてしまう。そこら辺の区分けというんですか、役割分担、そういったようなものをどういうふうに位置づけているのか。

それと、あと、もう一つ。多くて申し訳ないんですけども、これだけ多く、900億近くのお金が投入されている一方で、成果を社会還元すると。それを重視しているというのは、それ自身、すごく素晴らしいことだと思うんですけども、特許で得られている収入が、これが今日の資料を見ますと8,973万円となっておりますけれども、800億に対して8,900万円かというのは、実施化率で目標を立てられていて、それを上回っているというのは評価すべきだと思うんですけども、同時に、社会還元ということをやるのであれば、特許収入等についても、もうちょっと高目で目標を設定するというようなことは次に考えられないのかなと思いました。

以上でございます。

○ 布野臨時委員

最初の黒田先生の意見に付随しまして、民間企業といいますか、いろいろなメーカーなんかだと、いろいろやっていた時代から、選択と集中で、自分の強みのあるところを伸ばしていくのが最も効率的かつ有効であるというのは、世の流れと言うと語弊があるんですが、黒田先生がおっしゃった話の裏返しみたいになるんですけども、理化学研究所さんがフルラインでやられて、それを有効にするためにどんな仕掛けだとか、あるいは、その結果としての成果というものがどんなものがあるのかといった点をあわせて聞かせていただきたいと思います。

○ 富田分科会長

それでは、3人の委員より、いずれも理化学研究所の根幹にかかわる、目的そのものについてのご指摘があったわけございまして、今日お答えいただける部分は簡潔にお答えいただきたいと思います。

○ 藤木大臣官房審議官

理研が最近、顔が見えないのではないかというご指摘が最初にあったと思います。確かに、大正6年の最初に財団法人ができて、理化学研究所が設立された当時、今と社会環境が大きく違っておりまして、民間の研究開発能力というのは極めて乏しかったと認識しております。したがって、財団法人時代の理化学研究所は、現在の、もちろん基礎的なものから始まりまして、製品開発に非常に近いところ、今で言えば、民間企業の研究開発部門がやっているようなところまで含めて、実際の研究開発を行っていたと認識しております。

したがって、さまざまな製品そのものに近い研究開発から、製品そのものみたいなのが出てきたわけございまして、それが戦前の、いわゆる理研コンツェルンと呼ばれるさまざまな、いわゆる民間企業を生み出したといったところがあったと思います。

しかしながら、第2次世界大戦、あるいは戦後の発展を通して、民間の研究開発能力が確実に高まったわけございまして、先ほど、冒頭にちょっと申しましたけれども、戦後、一時期、株式会

社を目指した時代がございました。しかしながら、それは、3次にわたってさまざまな試みをしましたけれども、いずれも成功はしませんでした。やはり民間企業が随分力をつけてきたということもありますし、もちろん背景には、当時の財閥解体というのがあって、資金力も厳しかったことは事実だと思いますが、それをあわせても、昭和30年代まで試みられましたさまざまな株式会社の試みは、いずれも基礎研究及びその成果で株式会社を成立させるということにつきましては、結果として失敗してしまったということがございます。

そうした状況を反映して、特殊法人時代になったときに、いわゆる製品に非常に近い部分の開発部門、これはもう民間でやるべきものではないかということで、理化学研究所からはその部分は外していったという経緯がございます。

したがって、戦前のような意味での、理研の名前がついた理研光学工業だとか、いろいろありますけれども、そういう会社がどんどんできる直接的因果関係は、民間企業の力の発展を背景に、むしろ理化学研究所の役割としなくしたという部分がございます。

したがって、製品的な顔は、確かに理研の名前がついたものがどんどん出てくるという意味では見えにくくなっている、それは事実だろうと思いますが、それは理化学研究所の性格の変化、昭和30年代に特殊法人化した時代からの変化を反映したものだと思っているわけがございます。

それでは、一方で、そういった会社ということではなくて、むしろ、いい成果を出しているのかということがあります。先ほど、論文の被引用、質の高さをいっても、結局、個人的業績ではないのかというご指摘があったと思います。もちろん、研究というものは、本質的に個人の能力を、基本的に独創性を引き出す活動でございますから、基本的には個人の能力に対する評価があると思いますけれども、個人の能力を最大に引き出すといったところをどうしたらいいのかというシステムをいろいろ考えて、改革し、現在の姿に育ててきて、その結果、組織として世界第5位、日本では最も質の高い論文生産をしているということでございますので、むしろそちらのほうはぜひご評価をお願いしたいと考えております。

そういう斬新なシステムを入れることによって創造性を引き出すようなシステム、これについては、さまざまな試みをしてきております。先ほど申しましたように、日本で最初に大規模に、組織的に任期付研究員を導入したのは理化学研究所でございましたし、今では8割以上がそういった方々によって担われているというところもあります。そういった新しいシステムを入れるに当たって、理化学研究所の中の外国の方を含めた評価というのは大変厳しく実施していると我々思っております、そういったところで常に見直し評価をしつつ、生産性を高めようということでございますので、十分顔が見えてないというところ、我々、大いに反省したいと思います。

ただ、それは本当の意味で成果が、すごく質が悪いかそういうことではなくて、外の方にもっと知っていただくような努力がむしろ大事じゃないのかなと思っております。

そして、先ほどの選択と集中の中で、どこを強化していくのかということでございますが、ここは、冒頭、基本的性格として、理化学研究所は国の科学技術政策を実施するという側面がございます。したがって、選択と集中につきましても、基本的に、まず、国の選択と集中を受けまして、それを実施するというところがございます。

ただ、それを引き受けるのに、理化学研究所という組織が本当に生産性が高い組織なのかといった評価は、国のほうから理化学研究所で研究を実施するに当たり、十分考えて、そこに任せるといったところがございまして、例えば、最近の例で申しますと、次世代スーパーコンピュータの開発という、国家基幹技術というのがございますけれども、それを国としてやらなきゃいけないとなっ

たときに、じゃあ、どこにやらせようかという議論をさまざまいたしました。その結果として、人が官民集中できる、そういった制度を持っているし、基本的な情報科学の非常に高いポテンシャルを持っている、そんな理化学研究所にやらせるといったようなことで理化学研究所に集中したということもございますから、そういった形で、最も適切なところでもちろんやっていくということもございますけれども、理化学研究所から見れば、国の政策を受けて、それをしっかり実現するといった取組として考えていけるのではないかと考えております。

それから、浅羽先生からご指摘ございました。相当膨大な研究費があつて、しかも、外部研究資金は増えてきているということがございます。そのような外部資金があることを前提に、理化学研究所という組織は成り立っているのではないかと。ということは、要するに、外部資金が終わった後も、無理やりほかの外部資金をとって、その人員を引き続きそこに置き続けるといったことがあるのではないかとご指摘ではないかと思うんですけれども、率直に言うと、そういうことはありません。

1つの実例を申しますと、理化学研究所でタンパク3000というプロジェクトを昨年度までやっておりました。これは、約二百数十名の研究者が結集してやっておったわけでございますけれども、今年の3月にプロジェクトが終了いたしまして、基本的に、このプロジェクトは全部廃止いたしました。その結果、220名の方についてどうなったかということでございますけれども、国の政策としては、タンパク3000が終わって、その成果をもとに、今度、実際に創薬のほうへ結びつけていこうという活動を始めるわけでございますが、その新しいプロジェクトに約半分強が移りましたけれども、残りの半分ぐらいの方は外の職場を求めて出ていかれました。

そのような実際のこともございますので、やはり国の政策に応じて、必要があれば増やすし、それが終われば減らす、なくすということで対応しておりますので、基本的に、外部資金が前提となって組織が成立しているということではありません。これは、任期付であることから当然のことであると思っております。

それから、科研費等が増えてきて、本来やるべき研究は大丈夫なのかというご指摘がございました。基本的に、国の研究機関はすべてそうかと思えますけれども、運営費交付金を減らして、その分、競争的資金を増やすということで、そもそも中期計画の中に外部研究資金を増やすということは書いてございます。これはどういう意図かということ、基本的にもちろん外部研究資金のほうメインになって、国の政策実現のほうに従になるといったことはあり得ないわけでございます。

しかしながら、科学研究費補助金等の外部資金は、そういう意味で、一定の割合は超えないように、そのように考える必要があると思っております。現在は1割以下、約9%程度でございますので、その程度であれば、むしろそこからさまざまな研究者の独創性がさらに引き出せるのではないかと。あるいは、そういったところから、さらにその成果が国の政策目標達成のために使えるような、そういうものが出てくるのではないかと。もちろん、外部資金といっても、全く無関係な研究をやるわけではないわけですから、その間に関連があつて、よりよく国の政策目標が達成できるようになるのではないかと。そういった観点から、一定範囲を認め、むしろ奨励しているということでございますが、ご指摘のとおり、あまりこれが大変な数増えていきますと、むしろそちらのほう为主で、国の政策目標がどうも達成できないということになりかねませんので、そこは十分注意したいと思っております。

それから、特許関係が8,900万しかないのは、やや少ないのではないかと。非常に少ないのではないかとご指摘があつたかと思えます。もちろん特許の成果還元というのは大変重要

なことだと思っておりますので、特許の実施化率ということで、その目標を定めているわけがございますけれども、もちろん願いとしては、特許収入も増えていくことが望ましい、もちろんそう思っております。しかしながら、現在の状況をどう評価するかということでございますが、8,900万円という数字は、平成17年で見ると、日本全国で比べると4位でございます。一番多いのは産業技術総合研究所といった、先ほどの区別で言うと、産業製品に近い部分の研究開発をかなりターゲットにやっている、そういった研究所でございますので、そういったところと比べて少ないのは、これはある意味でやむを得ないところがあると思いますが、一方で、基礎研究機関、例えば、大学なんかには比べますと、東京大学は800万円ぐらいしかありませんから、約10倍ぐらい。人数比にするともっと開くと思っておりますけれども、そういった状況でございます。もちろん日本全体として、こういった特許収入を得る努力が足りないということは、真摯に受けとめさせていただきたいと思っております。そうでございますけれども、じゃあ、現状が少な過ぎるのではないかということに対しては、まだまだ努力が必要だけれども、この現状で日本国内の研究機関として、努力が著しく不足しているとは考えておりません。

しかしながら、先生のご指摘、非常に大事なことですので、そういったことが実現できるように努力したいと思っておりますが、一方で、じゃあ、これを数値目標として具体的に、例えば、中期計画の中に書き込むのはどうかというご示唆があったかと思っております。これにつきまして、我々もいろいろ考えて現在の中期計画をつくったわけでございますが、その中では、先生ご指摘のとおり、実施化率、そういう形になっております。

実施化率は、いわば理化学研究所の努力として、相手と実施化の契約を結ぶ、その時点でカウントしておりますので、いわば理化学研究所の努力によって十分達成できる、そういった種類の目標でございます。ところが、特許料収入は、実は特許料収入が上がるのは、実際、製品を売るという営業努力、販売努力を民間企業が行うということで特許料収入が具体的に上がるということでございますので、営業活動の努力の評価の部分が非常に大きいわけございまして、そこまで研究の種を提出する研究機関のほうに責任を持った達成すべき目標として課するのは、ややいき過ぎではないかという考えに立って、特許収入は目標には数値として掲げてないという、そういう検討結果がございます。

その辺の検討結果をぜひご理解いただきまして、現在の特許の実施化率等々の目標が決まっているということをご理解いただければと思います。

○ 富田分科会長

時間も限られている中ですが、今日、特に言っておきたい点はおありでしょうか。

○ 黒田（壽）臨時委員

もう時間がありませんので、まだ少し聞きたいこともあるんですけども、また、事務局から文書でお伺いしますので、それでお答えいただきたいと思います。

○ 藤木大臣官房審議官

承知いたしました。

○ 富田分科会長

それでは、時間の都合もありますので、理化学研究所については、ここで一旦ご議論を切らせていただきます。

本日ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力ありがとうございました。

最後に、宇宙航空研究開発機構（JAXA）の業務の概要につきまして、ご説明をいただきます。説明、10分をお願いいたします。

○ 板谷大臣官房審議官

文部科学省の研究開発局を担当しております大臣官房審議官の板谷でございます。

それでは、宇宙航空研究開発機構につきまして、ご説明させていただきます。

宇宙開発につきましては、ちょうど今年が、2007年、スプートニク1号、世界初の人工衛星が上がって50年ということでございます。その間、米ソが熾烈な競争を行い、最近では中国が有人計画等を打ち上げるということで、実際に宇宙開発そのものというのが、ある意味では、国としての先進技術を持った、特に先進国としての地位、そういったものに対する評価につながってきているということがご理解いただいているんじゃないかと思っております。

JAXAでございますけれども、これは国内でこういった宇宙航空の分野の活動をしておりました3機関が、平成15年10月に統合されたものでございます。具体的には、科学技術分野の宇宙開発をやっておりました東大の宇宙研の流れを引く旧文部省の宇宙科学研究所、宇宙開発事業団、航空技術研究所、この3法人が統合して、15年10月にスタートしたものでございます。

ページをめくっていただきまして、JAXAを含めました現在の中期計画の概要が書いてございますが、JAXAを含めました我が国の宇宙開発利用の基本方針でございます。これにつきましては、平成16年9月、我が国における宇宙開発利用の基本戦略において定められております業務の目標と方向性を踏まえて、宇宙開発委員会が作り出す宇宙開発の長期計画というものに従って位置づけられてございます。

基本的には、宇宙開発全体が今取り巻くような趣旨、それを踏まえまして、自律的な宇宙開発利用をしっかりとやっていくこと。そして、社会経済への貢献といったようなものを中心に進めていくということになっているわけでございます。

ところが、実はJAXAでございますけれども、ちょうど15年10月に3機関が統合して、最初の打上げでございましたH-IIAロケットの6号機、これが1カ月後に失敗をしたということで、これが情報収集衛星ということで、社会的にも非常に大きな波紋を投げかけまして、ある意味では、独法化後すぐつまずいて、それに対して一生懸命信頼の回復に向けて努力してきたというのが現状でございます。

現在の中期計画の概要につきましては下にあるとおりでございまして、経営の効率化、国民へのサービスの提供、こういったことを中心に進めているところでございます。

次のページをお願いします。

主たる業務の実績ということでございます。先ほどお話ししましたように、自律的に宇宙開発利用活動を行うための我が国における基盤技術の維持・強化というのが一番のポイントになっているわけでございます。

ところが、先ほどお話ししましたように、スタート直後につまずき、ロケットの打上げが、その後約1年半凍結されたわけでございますけれども、その後、H-IIAロケット6機連続の成功、そして、固体ロケットでございますM-Vという科学衛星打上げのロケットにつきましても連続で成

功といったようなところで、信頼性回復に向けた取組が実を結び、ロケット、衛星の連続打上げ成功というふうに着々と進んできたわけでございます。そして、それらの成果を踏まえまして、打上げ事業につきましては、今年度から民間に移管するという流れになってきているわけでございます。

2つ目の業務の目標でございますけれども、宇宙開発利用におきましての社会経済への貢献ということでございます。これにつきましては、防災・減災への貢献ということで、ご存じのとおり、宇宙での人工衛星につきましては、利用用途が大きく2つあるわけでございます。1つは、地上から上げた電波を、人工衛星を介して受けて下へおろすというやり方。それから、高さを利用して地球を観測するというやり方でございます。

主として、前者の通信衛星の部分につきましては、90年の日米合意等の流れから、民間で実際にできるものはどんどん民間でやっという流れになっております。そうした意味で、国の宇宙開発活動といたしまして、主として地球を観測する、この流れが中心になっております。そういう意味では、防災・減災への貢献ということでございます。2006年1月に打ち上げました「だいち」陸域観測衛星でございますが、これが今、ある意味では大活躍をしております、インドネシアの災害の様子であるとか、フィリピンの災害の様子であるとか、こういったものの写真をきちんと撮って、現地に供給をするといったようなことまで、今、できているのが現状でございます。

そうした成果も踏まえまして、防災関連の省庁の連絡会におきましては、次の防災利用実証実験等のためのシステム検討等も開始しているところでございます。

そして、さらには、地球観測サミットにおきまして、全球地球観測システムの実施が承認されているわけでございますが、こうした中で、日本が災害、気候変動、水循環、こういったところにおきましての人工衛星計画を推進していくことになっております。

次のページが、今の宇宙活動、後ほど予算について簡単に触れさせていただこうと思いますが、単独の、1つの国でできるような状況ではございません。そういう意味では、国際宇宙ステーション活動ということで、国際宇宙ステーション計画が5極によって行われておりますが、その中で、日本が先進の技術を使った有人実験施設、これを宇宙空間での実験ということで準備しております。この分野は、まさに国際協力で日本がその一極を担うというものでございます。

4つ目のポイントでございますけれども、宇宙科学研究、これは小惑星イトカワに「はやぶさ」という人工衛星が着陸して戻ってきているわけでございますけれども、こういった世界で最先端の宇宙科学研究を実際に行っております。

その他でございますけれども、JAXAの技術の民間へのスピノフ。宇宙活動、そういった意味で、なかなか民間にできるものではございませんけれども、そういった宇宙用に研究開発された技術成果、こういったものをさまざまな民生分野に応用するという取組を進めているところでございます。

これが宇宙でございますが、5つ目といたしまして、次のページでございます。「社会的要請に応える航空科学技術の研究開発」ということでございます。先ほど、3機関統合で1つのJAXAができ上がっているということをお話し申し上げました。航空分野もこの中に含まれておまして、基礎的・基盤的な研究開発を行う唯一の機関でございます。右側に各省の予算等の比率を書いてございますけれども、JAXAの大きさというのが、これでご理解いただけたらと思います。

そして、航空機産業、世界をリードする新産業を生み出すという新しい流れのもとに、JAXAが先端技術の基本研究をやっているところでございます。これらの成果が、この下にございますように、国産のジェット旅客機(MJ)、ボーイング787の主翼に使われております新しい素材等の

開発につながっているということでございます。

そうした個別の事業とあわせまして、先ほどから繰り返しております3機関統合の効果ということでございます。3機関の技術・人材を融合し、総合力を発揮することにより技術基盤を強化いたしております。

具体的には、例えば、宇宙科学の研究分野と旧NASA（宇宙開発事業団）が一緒になり、いわゆる推進系を一本化していくといったようなことも、研究者が一緒になり、やっております。

それから、宇宙、航空、基盤技術、共通のものも多うございます。これらを総合技術的な整理をして、一体となって研究をしているというのが現状でございます。

それから、月・惑星探査等の組織横断的な対応、こういったものが必要なものにつきましては、さらに重要なミッションにつきましては、理事長直轄で行うなど、着実にプロジェクトを実施しているというのが現状でございます。

これらの結果が、今、H-IIA、M-Vロケットの、先ほどお話ししましたH-IIA7号機以降、9機連続で成功しているという状況につながっているということでございます。

2つ目が、管理部門の統合及び簡素化ということでございます。もちろん、独立行政法人としての目標に沿いまして、業務の運営の合理化、簡素化を全体として進めているところでございます。具体的には、管理部門、統合前は340人、これを232人という、100人を超える削減を行っているところでございます。

海外の事務所につきましても、先ほど、多国間協力をやっていると申し上げましたけれども、例えば、ヨーロッパにおきましては、フランスとドイツにあった事務所をフランスの一本に整理する。それから、アメリカにおきましては、事務所の整理・統合を図り、1つの事務所を廃止するというようなことをやっております。

3つ目が、射場、追跡局、試験設備等の効率的な運営ということでございますが、これにつきましても同様に整理を進めているところでございます。

次のページでございますけれども、やはり宇宙開発の事業、1件1件が非常に大きなプロジェクトになります。そのプロジェクトの管理体制の改善ということございまして、具体的には、今まで開発に移行する前に、1回の開発移行審査という形で大きくチェックを行っていたのでございますけれども、そのチェックを少し細かくやっという形でございます。研究段階、開発研究段階、それから、開発段階に入ってから、その段階において実際に状況確認等をしっかりやっという形で整理をいたしております。そういう意味では、より実効のあるプロジェクトの進め方をするというところでございます。

次のページが、前回も指摘いただいているかと思えます。随意契約、どうしても宇宙開発、特殊な分野になります。ある意味では、関係の企業等もそんなにたくさんない分野になります。そして、専門的な知識を要求するというのもございまして、従来から随意契約というのが非常に多くありました。これにつきましても、技術提案方式という形をとりまして、随意契約額の比率を少しずつ落とすということに努力いたしているところでございます。

次のページでございますが、冒頭に少し触れましたH-IIAロケット、ロケットの連続成功を受けまして、H-IIAロケットにつきまして、今年度から民間への移管ということでございます。これは、民間の効率的かつ迅速な経営手法によるコスト低減というのを主目的とすると同時に、製造責任の一元化、品質向上、活力強化というものを図り、より宇宙開発の安定的な発展というものをねらうものでございます。

そういう意味で、今年度から民営化し、JAXAにおきましては、H-IIAロケットプロジェクトチームの廃止や打上げ作業の縮小といったような官の負担を軽減するといった方向にも働いているということでございます。

1枚めくっていただきますと、参考資料で、今のJAXAでございますけれども、先ほどお話ししましたように、共通の事業部門におきまして、例えば、信頼性の推進のための組織であるとか、こういったものを共通の事業部門として整理すると同時に、システム本部として、例えば、宇宙基幹システム本部、これはロケットの全体を統括するといったようなことをして整理いたしております。4月1日現在で2,200名という組織でございます。

次のページが予算でございますけれども、アメリカが兆の単位、欧州が、これも数千億円という、日本よりもはるかに大きい金額で実施しているの対しまして、現在、一番右の斜め下でございますけれども、2,270億円という規模で宇宙開発を実施いたしております。なかなか厳しい状況でございますけれども、やはり宇宙開発、着実に一步一步の成果を進めていかなきゃいけないということで、ただ、失敗と成功というのが非常にわかりやすい分野でございます。打上げを失敗した場合には、これはもう明らかな失敗でございます。人工衛星が、打ち上げた結果として機能を発揮しないということになりますと、これも失敗でございます。そういったのが非常にわかりやすい分野でございます。そして、宇宙に一度物を打ち出しますと、そこで修繕もきかないということになりますので、なかなか厳しいものがございます。

それから、1つ1つが非常に大きな規模のプロジェクトになるということで、そういった状況を含めまして、引き締めて事業を実施しているという状況でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました宇宙航空研究開発機構の業務の概要につきまして、ご質問などございましたら、どなたからでもお願いいたします。

○ 河野臨時委員

ありがとうございました。概要が理解できたところであります。

最後にお話がありましたが、宇宙開発機構については、2,000億円強の資金が投下されているというわけですが、資金の有効利用の視点からお伺いしたいと思います。

昨年度の当分科会からの評価意見書を踏えて、その対応が6ページに、プロジェクト管理の体制ということで、こういうことを考えているということが示されているわけでありまして。宇宙開発プログラムの中には、当初の計画の見積もりコストを上回って資金が暫時的に投入され、当初の資金よりも何倍もの資金が上回って投入されている。しかし、成果がわからないというようなことを踏まえて、計画の継続性の可否等もちゃんと考えてくれというようなことで、意見書が出されたということでありまして。

2つ質問があります。1つは、膨大な資金が投入されていますが、その使用に関わるコスト管理について、必ずしも管理体制の改善の中ではっきりわからないようですが、コスト管理についてどういうふうにお考えになっているのか。それから、計画の継続の可否の経営判断ということになります。これは最終的にはどういう基準になるのでしょうか。資金が膨大につき込まれ、その成功の可否を理事者側が判断する、継続するか否かというようなことが決められると思っておりますが、ずっ

と引きずっているプロジェクトですから、なかなかやめにくいんじゃないかと思うんですけども、この点についてお聞きしたいと思います。

○ 富田分科会長

先に、ご質問、ご指摘を幾つかまとめたいと思います。

○ 布野臨時委員

私、官民役割分担についてお伺いしたいと思っております。

H-II Aは、三菱重工さんにいろいろと移管されるというお話が出ておりますけれども、ここで目的がコスト削減、信頼度向上等と書いてあるんですが、コスト削減というと、一体どのぐらいのものが期待できるのか。それから、信頼度向上というのは、この仕掛けがよくわからないというのが1つ。

三菱重工さんは、変な意味でいいますと、これによってかなりのメリット、さらには、ここに書いてあるようなビジネスチャンスの拡大が予想されるときに、それはどういった形で反映、はね返ってくるのかといった点についてお伺いしたいと思います。

○ 浅羽臨時委員

私からは、組織の話を1つ教えてください。

以前、事務局を通じて出していただきました資料を拝見させていただきますと、本社が調布市にあると。ただ、一般管理部門の多くは東京事務所にあると。まず第一の質問なんですが、なぜ本社があって、それ以外に、多くの一般管理部門が別に置かれているのかというのが1つ。

それから、なぜ一般管理部門が、日本でも有数の賃料の高い丸の内であるのか、丸の内であればいけないのか。例えば、事業所は、多くは筑波とかそういうところにありますけれども、なぜ筑波等じゃいけないのか。あるいは、なぜ本社じゃないのか。いろいろと疑問があるんですけども、なぜ丸の内でないといけないのか。そちらについて教えてください。

○ 黒田（壽）臨時委員

私は、航空のほうについてご質問したいと思うんですが、宇宙開発で、H-II Aとかいろいろご苦労されて、本当に業績の見やすい、失敗すると失敗だとすぐわかる部門であります。それに引きかえ、航空のほうは、日本で飛行機を今後つくっていくのか、いかないのか、国の政策としてどうあるべきなのか、そういうことをきっちり踏まえていらっしゃるのかどうかですね。お示しいただいた資料の4ページ目のところに、経産省と国交省、わずかずつ入っているわけでありまして、日本の航空産業、航空機技術というのは大変優秀な技術を持っていたわけでありまして、それがどういうふうにして伝承されてきているのか。それをどのように将来つないでいくのか。おそらくこのままいきますと、日本で航空機がつかれなくなってしまうということが起きてしまう可能性がある。したがって、これは国際的なこともあって、日本独自での航空機をつくり上げるということは非常に難しくなっているんだろうと思うんですが、航空機に必要な技術を、部分部分でかっちり押さえていく必要はあるのではないかと考えているんです。それにしても、ここにかけている予算というのは、わずか2.5%程度しかかけておりませんので、今後、非常に心配しております。

そういう意味で、パーツパーツをきっちり押さえて、いざとなったら国内で航空機がちゃんと完成するんだよというくらいの技術を維持していくという、そういうことについて、どのようなお考えでいるのか。それが国策としてどう位置づけられているのか、そこら辺についてお聞きしておきたいと思います。

○ 富田分科会長

それでは、ただいま4人の委員の先生からご指摘があった点、お答えいただける範囲で本日は結構でありますので、簡潔にお願いいたします。

○ 板谷大臣官房審議官

まず、最初のご質問で、コスト管理、経営判断の可否ということでございますけれども、6ページ目のプロジェクト管理体制の改善というのが、まさにそれに該当するかと思います。実際に新しい経営レベルでもいろいろなしっかりとした判断をここで入れていこうというのが6ページ目の図でございます。そこにございますように、例えば、赤で、真ん中のJAXAの経営レベルのところにございます。「チーフエンジニアリングオフィス等による資金・スケジュールとリスクの独立評価。経営層が判断できる材料を提供」という形で、チーフエンジニアリングオフィスが実際にプロジェクトの準備審査、移行審査、プロジェクトの進捗報告、整理、継続可否の判断、こういったことをやっていくこととなります。

そして、その中におきましては、プロジェクトの準備段階は、予算要求に向けた検討ということになりますが、移行のときに、資金を含めたプロジェクトとしての成立についてきちっと整理していくということ。そして、実際に開発移行が、真ん中のところでございますが、右に行われたところも、その後もプロジェクト進捗報告会において、定期的に資金、進捗上のリスクの有無、こういったところをきちっと確認しながらやっていくということでございます。そして、それぞれの基本設計段階、詳細設計段階、実機の製造段階、それぞれにおいて実際に継続可否の判断をきめ細かくやっていこうというのが、今後のプロジェクト管理体制の、今後といいますか、もうこれで動き始めておりますけれども、こういう形でのリスク判断をきちっとやって、実際に進捗の可否をチェックしていこうという体制に今直しているところでございます。

○ 富田分科会長

今おっしゃったのは、それぞれの段階で継続の可否を判断しているということですか。

○ 板谷大臣官房審議官

はい。この矢印のところには、実際には、下向きの三角印がございますけれども、ここで一応、大きくチェックがされるということになります。実際には、ここでとまるというのが現実でございます。そして、その段階において、小さい問題点も当然ございますので、その問題点を定常的なチェック機能で、小さい三角で実際にやっていくということでございます。

だけど、実際に基本設計が終わった段階で、この事業というのがなかなか難しいということになりますと、詳細設計に入る前に、確認がされるという形で、プロジェクトの可否の判断というのがなされるということになります。

それから、2つ目でございますが、H-IIAの民営化に関するご質問だったかと思えます。8ペ

一旨目をごらんいただきたいと思います。

まず、民営化したときのコストということでございますけれども、正直申しまして、現段階で大幅なコスト低減というのはおそらく難しいと思います。これは、JAXAが実際に、JAXA事業としてこれまでもやってきたものを一気に、例えば、3割削減ということになりますと、JAXAは一体どんなコスト管理をしてきたんだということにもなりますし、現実的でございませぬ。今後の民間の効率的かつ迅速な経営手法というのが、例えば、まとめ発注を下請にするとか、さらに、民間の衛星の打上げを受託するとか、そういったことをすることによって、民間の得意な、大量生産とまではいきませぬけれども、そういった手法を導入することによってコスト低減を図っていくということでございます。努力目標として、やはり何%か落としていかないといけないということで、今、一生懸命やっているところでございます。

それから、製造責任の一元化による品質向上及び活力強化という点で、品質、信頼性がどうかということになるわけでございますけれども、これにつきましても、従来からJAXAが品質責任を持ってやってきたわけでございますが、製造する、物を実際につくっている三菱さんにその責任が一元化されるということになるわけでございます。そういう意味では、例えば、三菱マークの入ったロケットが、うまく打ち上がらなくて爆発を起こしたということになりますと、これは三菱さんにとっても死活問題でございます。そういう意味では、JAXAと三菱両方で、そういった品質向上について一層の努力が進められる、こういうことになるかと思っております。それらを通じて、3番目の国際競争力の確保につながっていくということ、私どもは期待しているということでございます。それが2つ目。

○ 富田分科会長

今の点、民間移管で、独法に収入は発生しないんですか。

○ 板谷大臣官房審議官

独法には、この下側でございますように、打上げサービス事業として、特許収入というのが民間の衛星を打ち上げるときなどに発生することになります。

○ 富田分科会長

今おっしゃったのは、三菱マークのロケットが飛ぶんだというふうなことをおっしゃったんですけれども、国が一生懸命、国民の税金を注入してきたものが民間企業の成果になるんですか。そうすると、やっぱり国民に還元しなきゃならぬですね。

○ 板谷大臣官房審議官

要するに、技術を民間に移転いたしまして、その移転した技術をもって、国に対して、当然ながら、実施するときに特許料は払うわけでございます。特許料を払ってもらおうと同時に、実際には、国が打ち上げる場合には、国のロケット、これは、いわゆる打上げ代金そのものとの相殺になりますので必要なくなるわけでございますけれども、当然ながら、民間の事業として実際に民間の衛星を打ち上げるという場合には、国にとりましては特許料収入が入ってくると、こういう形の考え方でございます。

○ 奈良研究開発局宇宙開発利用課長

宇宙開発利用課長の奈良でございます。民間移転、かなり技術的なものですから、若干、私から補足させていただきます。

まず、民間移管ですけれども、ロケットのプライスというのと打ち上げるために必要な経費というのがございます。ロケットのプライスについては、今後、三菱重工がプライスを下げようという努力をしてまいるということになってございます。まず、信頼性でございますけれども、これは基本的には、国際的に数多く打ち上げて、信頼性を確保するということが非常に大事なポイントでございます。衛星調達におきまして、過去、かなりの数上げております。それが実績になって調達ができるということがございますので、まずは、信頼性をしっかり向上させていくという部分が必要でございます。これについては、国も一定の役割は、信頼性向上プロジェクトということでやっていく必要があると思っております。

その上で、民間が今、アリアンロケットと共同調達の提携を三菱重工がしたばかりで、この前、ちょうどプレス発表しておりましたけれども、民間が努力して、信頼性の向上とか信頼性の確保、その上に立って、今後、民間衛星を積極的に確保していくということで、いわゆるプライスの低減につながるかなと思っております。

それとは別に、一応、これは国家基幹技術、国家基幹ロケットということでございまして、総合科学技術会議、宇宙開発委員会をはじめ、民間移管ということが、技術移転というものが大前提にございました。その大前提に従って移管しておるわけでございますけれども、あと、特許収入につきましては、一応、特許庁の指針に基づきまして、一定の算定方法に従いまして、1機ずつその収入を私どもが国としていただくということになってございますけれども、それについては、一般の商品とはかなり違いまして、大きな収入が期待できるというものではございません。そこにつきましては、ロケットの打上げの全体の業務からいたしまして、一定の特許庁の指針のもとで、その算定ルールに従ったしっかりとした収入を得るということでございますけれども、それが膨大なものかという、そういうことではございません。ただし、そういう国の方針に基づいて、特許収入を得ながら、それぞれの打上げをやっていくということでございます。

いずれにしましても、とにかく機数をたくさん上げるということは非常に重要でございまして、それがまず成り立たないことには、民間もひとり立ちがなかなか難しいということがございます。それについては、国の基幹ロケットでございますので、「ひまわり」であろうが、情報収集衛星であろうが、必要なときにちゃんと上げなきゃいけません。したがって、そこをしっかりと確保した上で、民間の努力でそういった部分が、今後、競争力を持ったものになることを期待しているところでございます。

○ 板谷大臣官房審議官

その次が、東京事務所の件でございますけれども、東京事務所のポイントというのは、宇宙航空分野のステークホルダーということになるんでしょう。行政との密接な連携・調整が必要であるということ、それから、主要なセンターというのが筑波、調布が本社でございますが、それから、相模原といったように分散している。そういう意味では、それらが集まる立地を活かした東京駅というのに、とりあえず調整場所を置いているということでございます。ぜひ、この点ご理解いただければと思っております。

航空の件でございますけれども、航空につきましては、4ページ目をお開きいただければと思

ます。ご指摘のとおり、日本の航空機、かつては世界トップで、しばらく航空産業がない状態が続いて、現時点では、自らが組み立てを行う、いわゆるインテグレーションを行う航空機というのは持っていないわけでございます。それにつきまして、実は、もう既に委員の先生方はご存じだと思いますけれども、左下でございますように、国産ジェット旅客機（MJ）が今、計画されております。このMJ計画に対しまして、JAXAの持ちますいろいろな基本的な技術、これらがうまく引き継がれているというのが現実でございます。世界トップクラスの複合材製造評価技術、高度なコンピューター解析、設計技術、大型の試験設備の供用、これらを産業界と連携する、産官連携をすることによって、うまくMJの開発に結びつけようとしているということでございます。こうした全体の支援体制を受けながら、国産のジェット旅客機（MJ）計画というのが今動き出しているのはご存じのとおりでございます。大体100席を切るサイズになるかと思えます。YS-11の後継機ということになるのでしょうか、これが実際には、今後開発、そして、世界の空を飛ぶということを我々も期待しているということで、応援もしているということでございます。

複合材技術の関係では、もう既にテレビニュース等で、名古屋からボーイング787、次期ボーイングの最新鋭の旅客機でございますけれども、787というのが、主翼等を含めて35%、日本企業連合が請け負っているということで、ボーイング787の主翼を中心といたしました、こういった新しい技術に対して、旧NALと申しますか、今のJAXAの航空分野の貢献というのが実際に行われていると。産業界のほうからも、こういった高度なコンピューター解析、設計技術、大型試験設備の供用等、引き続き、ぜひともJAXAの力を貸してほしいという話は、私ども聞いているところでございます。

そういう意味で、全機インテグレーションとしてはMJ、そして、そのほかにも含めまして、エンジン、いわゆる機体部分といいますか、これらのものにつきまして、次代を担う航空機産業の計画に、私ども協力をしてまいりたいと考えております。

ちなみに、国際旅客機の事業でございますけれども、2015年までに、総額2.8兆円程度の市場規模ということ、経済成長戦略大綱では位置づけられているということでございます。

とりあえず以上でございます。

○ 富田分科会長

今日のところ、絶対言っておきたいと追加的に思われる点がございませんでしょうか。

今日は、時間の都合もありますので、宇宙航空研究開発機構につきましては、ここで一旦打ち切りさせていただきます。

本日ご説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力ありがとうございました。当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、今後、主要な事務・事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

ご説明いただいた後、私ども、何も言わなかったんですけれども、我々、すべて納得したというわけでは決していないので、今日、質問できなかった、また意見を述べなかった委員の方々におかれましては、その場合は、後日、事務局を通じて照会したり、必要に応じ、ワーキンググループ等で再度ヒアリングをお願いすることがありますので、その際には、ご対応方、何とぞよろしくお願いいたします。

文部科学省の皆様方には、ご退席いただきまして結構でございます。ありがとうございました。

以上で、本日予定の法人の業務の概要に関するヒアリングを終了いたします。延々の長丁場でしたが、最後に、今後の予定につきまして報告事項がありますので、事務局より説明お願いいたします。

○ 白岩評価監視官

委員の先生方には、ご審議ありがとうございました。この際、前回もご報告いたしましたが、今後の日程について、改めてご確認したいと思います。

今後の独立行政法人の事務・事業に関する分科会ヒアリング、第3回目が、5月28日、来週、月曜日の1時半から3時45分まで。場所は、法曹会館で高砂の間ということでございます。内容は、総務省所管2法人、農水省所管3法人。

また、来週はもう一度、今度は5月30日、水曜日、1時半から4時10分までを予定しておりますが、場所は航空会館でございます。ここでは、国土交通省所管5法人をヒアリングすることになっております。会場につきまして、今まで使ったことがございませんものですから、案内をしっかり回しますので、よろしくご確認をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問など、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会を終了いたします。本日は、ご多用の中、ご出席を賜りまして、ありがとうございました。

— 了 —